

2009 年人権報告：アフガニスタン

民主主義・人権・労働局

2009 年人権慣行に関する国別報告

2010 年 3 月 11 日

アフガニスタンは、イスラム共和国である。その人口は推定で、2,400 万人から 3,300 万人である。2009 年 8 月、同国では 2 回目となる大統領選挙、しかもアフガニスタンでは初の対立候補のいる選挙が実施された。もっとも、決選投票では（当選者に対する）対立候補が辞退したが。その辞退を受け、独立選挙委員会（Independent Electoral Commission, IEC）はハミド カルザイ大統領の再選を宣言した。この選挙に参加した市民たちは、反政府勢力による暴力の脅迫を受けた。少なくとも 31 人の市民が投票日の 8 月 20 日に殺害され、それには IEC の委員 11 人も含まれていた。さらにこの選挙には広範な不正行為という深刻な嫌疑が持たれ、選挙を妨害しようとするタリバン勢力の活動は社会への脅迫、恐怖心の扇情、暴力行為として現れた。そのため投票率は低く、女性が投票するための条件も整っていなかった。

アフガニスタンの人権実績は、お粗末なままである。人権侵害問題の例としては、裁判によらない殺害、拷問、刑務所の状況の劣悪さ、公的な刑事免責、公判前拘留期間の長さ、報道の自由の抑圧、信教の自由の抑圧、女性に対する暴力行為や社会的差別、宗教上の改宗の制約、少数派に対する差別的扱い、児童の性的虐待、人身売買、労働者の権利の弾圧、武装等における児童兵士の利用、児童労働などが挙げられる。

アフガニスタンの治安状況は 2009 年、大幅に悪化した。これは、反政府勢力による襲撃が増加したことによる。その被害を、一般市民が今も被っている。軍事衝突はアフガニスタン領土のほぼ 1/3 で発生しており、従来はこうした衝突がなかった北部・北東部にまで広がっている。治安の急激な悪化が、中央政府にとっての大きな問題となっており、効果的な統治が妨害され、政府の影響力も拡大できず、そのサービスの実施も阻まれている。特に、農村地域においてそれが著しい。治安をめぐる環境の劣悪さにより、人道団体もアフガニスタンの各地で自由に活動ができず、ことに救命活動が困難を極めている。反政府勢力は特に政府の公務員や援助に携わる人々をターゲットにしている。政府軍ならびに非軍事的手法により反乱分子を押さえ込もうという努力が引き続き行われている。人権侵害に関する報告も、タリバンその他の反乱分子によってひどく悪用され、捏造されている場合すらある。

内務省（MOI）によれば、こうした武装反乱のためにアフガニスタン政府軍の 1,448 人、警察を主とする公務員 1,954 人が殺害されている。そのなかには、自爆攻撃、道路の地雷、

小型武器による攻撃、標的を定めた暗殺行為などが含まれる。

一般市民の死亡者数も、こうした反乱の結果、急増している。国連のアフガニスタン支援ミッション（UN Assistance Mission to Afghanistan's, UNAMA）の「武装紛争における非戦闘員の保護に関する年次報告書」によれば、2009 年は市民の安全という点では 2001 年以来最悪の年で、一般市民の死亡者数が 2,412 人に達した。2008 年の 2,118 人と比べ、14%もの増大である。一般市民の死亡者のうち 67%がタリバンその他の反政府勢力によるもので、こうした勢力は 1,630 人も一般市民を殺害している。2008 年には、1,160 人であった。41%もの増加である。また MOI の報告によれば、2009 年中に殺害された市民は 2,590 人、負傷者は 3,646 人である。タリバンその他の反政府分子の脅迫行為は今も続いており、村民や外国人、非政府組織（NGO）職員からの襲撃や強奪、殺害も後を絶たない。2008 年、アフガニスタン市民が殺害された最大のケースは、自爆攻撃および簡易爆発物（IED）による攻撃であった。

政府側勢力も、市民の死亡に関して責任の一端を負っている。重要標的を狙っての空爆や、非戦闘員の人口が多い地域での地上戦を支援するための爆撃などが行われているが、政府側勢力による一般市民の死亡原因としては、そうした空爆が今も最大の原因となっている。2009 年、UNAMA の記録した限りでは、国際治安支援部隊（ISAF）の空爆が 65 回実施されたが、それにより 359 人の一般市民が死亡したとされている。死亡者数は、2008 年の 552 人から 28%減少した。

人権の尊重

第 1 部 統合した人格の尊重。これには、以下の各問題からの自由をも含む。

a. 恣意的な、あるいは非合法的な殺人行為

政府やその機関による恣意的あるいは非合法的な殺人行為が行われているとの報告があった。さらに反乱勢力がその武装闘争中に一般市民を殺害するとともに、2009 年には政治的な理由で選定した標的を殺害するケースも増大した。（第 1 部の g を参照）

2009 年、タリバンをはじめとする反政府勢力による襲撃は、件数と複雑性の両面で増大した。国連事務総長による 6 月の報告によればカンダハル市ならびにダマムの空港地区での治安に関わる事件件数は、2008 年から 80%も急増した。2 月 17 日には、カンダハルでの自爆テロにより男性と少年 80 人が死亡、90 人が負傷した。8 月 25 日には、やはりカンダハルでトラックに搭載した爆弾の爆発のため少なくとも 65 人が死亡、100 人以上がけがを負った。その大半は一般市民である。タリバンのスポークスマンはこの事件への関与を否定しているものの、実はタリバンによる攻撃であったとの認識が広まっている。外国企業をターゲットにしたものであろうとの推察が強い。

2009 年、テロリストたちによる主な攻撃対象地域は、カブールであった。大統領選挙を 5

日後に控えた8月15日、自動車爆弾による自爆攻撃が駐在 NATO 軍の本部ならびに運輸省の建物のへのメインゲート外側で行われ、7名が死亡、91人が負傷した。タリバンのスポークスマンザビウラー モジャヘドは、この爆発がタリバンによるものであると主張した。また9月6日には、カブールでロケット弾2発が爆発、市民4人を殺害した。そのうち1名が女性、2名が児童であった。さらに3人の負傷者を出した。さらに9月17日、タリバンは自動車に搭載した爆弾による自爆攻撃により、大規模交差点で20人を殺害した。10月8日には、またもやタリバンがインド大使館に爆弾攻撃を仕掛け、17人を死亡させた。また同じ月の28日、反乱勢力がカブールにある国連のゲストハウスに攻撃をかけ、11人を殺害したが、そのうちには国連のスタッフ5人も含まれていた。それ以外にも、少なくとも9人を負傷させた。11月16日、カブールの北東で開催されていたバザールにタリバンがロケット弾を発射、16人が死亡し37人が負傷した。2009年、カブールにおいてだけで、反乱勢力は合計で36階の自爆攻撃およびIEDによる攻撃を仕掛け、19発のロケット弾を発射した。

暴力時間はアフガニスタン各地で多発しており。特に2009年の第4四半期に急増した。アリアーナ テレビによれば、8月31日にはクンドゥズ州でIEDによる攻撃があり、児童2名が殺害され他に4人が負傷した。また9月1日には、ジューズジャー州で爆弾により児童が一人死亡した。その翌日、ラグマーン州ではモスクのそばで自爆攻撃が行われ、爆発により23人が死亡した。そのうち一人は、国家安全保障局（National Directorate of Security, NDS）の局長代理アブドゥラー ラグマニであった。その他に、女性や子供も含め54人が負傷した。同日、タリバンの反政府勢力はバグラーン州で、政府ならびに外国勢力のスパイとの容疑で、1名の男性を絞首刑に処した。同月7日には、ウルーズガーン州で爆発により、4人が死亡、20人が負傷を負った。そのうち4人は、アフガン国家警察（Afghan National Police, ANP）の警官である。9月29日にはヘラートからカンダハルへと移動中の混雑した都市間バスがカンダハルのマイウァンドにて道端に仕掛けられていた爆弾に接触、30人が死亡し39人が負傷した。いずれの反政府勢力グループも、この爆弾事件に関しては関与を主張していない。さらに11月16日、タリバンがカンダハル近郊のアーガンダブ地区の警察署を襲撃、警官8人を殺害し3人を負傷させた。

11月27日には、アフガニスタンの赤新月社のタハール州トップ、マクドゥーム アブドゥラーを狙撃者が狙撃し殺害した。アブドゥラーが徒歩で帰宅中のことであった。カルザイ大統領は、この狙撃事件の捜査を命じた。

上記以外にも、反政府勢力による市民を標的とした攻撃や、アフガニスタン政府の治安部隊や国際協力部隊、政府関係の標的を攻撃により市民に志望者や負傷者が発生したケースが存在する。

12月27日、バードギース州にあるランガールという町をタリバンが襲撃、女子校に放火するとともに医療クリニックを略奪した。この襲撃により、警察官3人が死亡した。

それに先立つ9月15日、クンドウズ州で建設作業員たちが巨大な墓を発見した。少なくとも26人の遺体が埋められており、アフガニスタンが親ソビエト政権であった時代のものと見られている。UNAMAの地区人権担当役人によると、同州の当局はこの場所を記録はしたものの、捜査は実施していない。

7月には、他国の政府がジュズジャー州の巨大墓地の捜査を開始した。これは、2001年の戦闘で死亡したタリバン兵士2000人を埋葬したものと見られる。2008年12月に、「人権のための医師団」(PHR)が、このジュズジャー州の現場からは証拠物の大半が取り除かれていると報じていた。

PHRによると、アフガニスタン国内には、判明しているだけで84箇所の大量埋葬地がある。そのうち2008年4月と6月に発見された現場に関しては、新たな進展は認められていなかった。

また2008年8月と9月の反乱による死亡に関しても、新たな情報は得られていない。(第1部のgを参照)

さらに2007年5月にジュズジャー州で警察により10人が殺害された事件、また同年10月にはポルエチャルキー刑務所において大統領命令により正当な司法プロセス抜きで15人の囚人が処刑された嫌疑が持ち上がっているが、これらについても新たな展開は認められていない。

b. 行方不明

反政府反乱の続くなか、反政府勢力や犯罪者による行方不明事件や誘拐が2009年も報じられている。(第1部のgを参照)

c. 拷問その他の残虐で非人道的、ないしは人格を辱める処置や処罰

アフガニスタン憲法は、こうした行為を禁じている。だが、政府役員や各地の刑務所管理当局、警察署長、部族リーダーなどによる虐待の報告が存在する。NGO諸団体の報告によれば、治安部隊による武力行使には今も過剰な面があり、市民への殴打や拷問もそのうちに含まれている。

人権諸団体の報告によると、地方の政府当局による被拘留者への虐待や拷問が行われている。拷問や虐待の手法としては、棒や熱した棒、鉄の棒による殴打、縄による鞭打ち、太棒による殴打、電気ショック、睡眠の妨害、水攻め、食料を与えない、言葉による罵倒、性的辱め、強姦、その他がある。アフガニスタン独立人権委員会(Afghanistan Independent Human Rights Commission, AIHRC)からの4月の報告によれば、法の執行機関の過半数においては拷問が普通に実施されており、特に警察が多い。役人たちは、犠牲者が賄賂を求めたことを自白しようとしめない場合や、個人的な敵意などにより、拷問を加えている。オブザーバーたちによれば、一部の警察署は拷問に関する法律を理解していない。

5月にはアフガニスタン現地の多数メディアが報じたところによれば、ウルーズガーン州のチョラで地方役員が5人を恣意的に逮捕し、拷問を加えたとのことである。5人を3日間拘留した上で、この役人たちは5人から現金と武器を受け取り、彼らを釈放した。

女性問題省（Ministry of Women's Affairs, MOWA）ならびに NGO 諸団体によれば、拘留中ないしは服役中の女性を警察官が強姦する例が、頻繁に発生している。一例として9月15日のラジオ アルマンの報道によれば、政府当局はダイ クンディ州の警察官3人を、13歳の少女を強姦した容疑で逮捕した。さらにアフガニスタン陸軍（ANA）のある兵士は、2008年9月にジュズジャー州で11歳の少女を強姦した罪で、15年間の懲役に処された。UNAMA では、2008年末の時点でこの兵士がまだ拘留中であることを、確認している。

タリバンをはじめとする反政府勢力による拷問やその他の虐待に関しても、報告がある。メディア報道ならびに直接の目撃情報によれば、タリバンは、政府軍やその同盟多国籍軍を支持していると彼らが非難している人物を尋問するに当たり、拷問を用いているとのことであり、彼らはそのため非難を受けている。またタリバンはこうした場合に、責任がタリバンにある旨を主張するべく、新聞社やテレビ局に声明を発表している。

AIHRC によれば、拘留施設や孤児院にいる児童の多くは、物理的な虐待に晒されている。赤十字の国際委員会（ICRC）によると、政府当局による未成年被拘留者の脅迫や虐待的扱いのケースが、2009年を通じて発生していた。

刑務所ならびに拘留施設の状況

刑務所の状況は、劣悪なままである。だが政府は司法省内部において、刑務所や拘留施設の状況改善のため、何らかの策を講じている。大半の刑務所ならびに拘留施設、特に MOI 管轄の拘留施設は老朽化して極度に過密状態であり、非衛生で国際基準に遠く及ばない。AIHRC、ICRC、その他のオブザーバーたちからは、今も食料や水の不適切性、衛生設備の劣悪さ、毛布の不足などが報じられており、感染症がアフガニスタンの刑務所では蔓延している。診察室があったとしても、設備が不足している。感染症のある服役囚や精神病のある服役囚も、他の囚人たちから隔離されていることは珍しい。だが UNAMA の観察したところでは、隔週の刑務所スタッフを支援し指導する努力が国際的に実施された結果、大幅な実際運営面での改善が見られるようである。国際オブザーバーたちの見たところ、MOI ならびに国家刑務所局（Central Prison Directorate, CPD）の指導層は積極的に（刑務所などの）スタッフの労働条件の改善や服役者の生活条件の向上に努めており、刑務所や拘留所の国連が定めた最低基準に準拠することを目指している。

アフガニスタン政府の報告によれば、34の州立刑務所ならびに203箇所の地区拘留施設が存在している。さらに政府発表によると、30箇所の少年更生施設がある。NDS が抱えている服役者の人数や NDS の運営する施設数については、公式な情報はない。また CPD の報告では、女性の被拘留者は109人、女性の服役囚は356人おり、23箇所の拘留施設や州立

刑務所に収容されている。

6歳未満の児童でその母親が有罪判決を受けた場合、母親とともに刑務所内に暮らすケースがよくあった。ことに、他に頼れる親族がない場合、そうであった。CPDからの指導により、またカブールに児童ホームが開設されたこともあいまって、この習慣は劇的に少なくなっている。これは現地のNGOである「アフガン女性のための女性たち」(Women for Afghan Women)が運営しているものである。女性が男性と同じ施設に投獄されたケースはない。また政府当局は一般に、判決を待つ囚人とその他の服役囚を分離していない。更生施設で判決を待つ少年たちも、多くの場合有罪が確定した少年たちから分離されておらず、年齢や告訴理由、その他の基準による区別はされていない。

ANPの拘留施設が不足する場合がある。例として、ヘルマンド州のラシュカールガーにおいてANP当局は16人の少年と2人の少女を拘留したが、洞穴のような構造物を賃借した物件であり、適切な通気も水道施設も、衛生設備もなかった。食事は適切に与えられ、少年たちにはある程度の教育も施されたと、報告は述べている。

8月18日、アフガニスタンの独立90周年の祝賀で、カルザイ大統領は700人の服役囚の恩赦を発表した。これには、女性囚23人も含まれる。さらに、239人の囚人の減刑も発表した。こうした囚人の犯した犯罪は、薬剤やアルコールの乱用から姦通、強姦、窃盗、詐欺、偽造、過失致死、殺人と多岐に及んでおり、服役の刑期も6か月から10年と多様である。

MOIならびにMOJでは、その運営する刑務所すべてについて、AIHRCや国連児童基金(UNICEF)、ICRCが視察することを許可している。また11月にはICRCが、2001年以来はじめて、タリバンの刑務所を視察する許可を得た。ICRCはバードギース州で拘留されているアフガン国家治安部隊(Afghan National Security Force, ANSF)の隊員3名を訪問した。治安上の制約から、ICRCの代表者たちは一部の拘留施設は視察できなかった。またNGO諸団体によれば、タリバンも含めた強力な各地域の指導者や反乱分子が国内におり、それぞれ独自の刑務所を運営している。場合によっては、部族指導者が運営している刑務所には、私的監禁の罪で非難を受けているものもある。ICRCとAIHRCでは、反乱分子により拘留されている人々や人質とされている人々には、接触できなかった。

d. 恣意的な逮捕や拘留

アフガニスタンの法律は、恣意的な逮捕や拘留を禁じている。だが現実には、どちらもいまだに深刻な問題である。1月の国連の報告によれば、法的に義務付けられた手順による保護を受けずに拘留されている市民が多数存在している。

警察や治安機関の役割

法と実務の両面において、アフガニスタンの治安を管轄する省は3つある。その1つはMOI

の管轄下にある ANP で、本来は国内秩序を担当するのだが、反政府勢力との闘争にも関与を増大させている。次に ANA で、これは防衛省 (MOD) の管轄下であり、対外安全保障を担当する。また NDS は国家の治安に関するケースの捜査を行うとともに、諜報機関としても機能している。また反乱に加担していたとされる個人であっても、政府がその個人の支配領域を統治できないために、引き続き強力な権力をその領域では維持している例もあると報じられている。ISAF を引き続き管理しているのは NATO で、アフガニスタン政府の治安部隊と密接に協力して活動している。

役人の刑事免責が蔓延している。ANP の警察官などの多くが、自分たちの法的な責任と被告人の法的権利を認識していない。一部の被拘留者たちをも含む信頼できる情報筋によると、アフガニスタンの多くの地域で警察は、警察が運営するチェックポイントで「税金」を強要しており、暴力事件も起こしている。(その一部として、少年に対する性的暴行も含む) さらに報告によれば、市民を刑務所から釈放する、あるいは逮捕を免除することと引き換えに、警察が賄賂を強要している例もある。警察による権力乱用は、全体としては国際的な警察官の訓練の成果により減少している。またオブザーバーたちは、裁判において無罪判決が多いのは、裁判官の訓練不足や捜査の質の悪さ、証拠の乏しさ、そして司法関係役人への賄賂によるものではないかと嫌疑の目を向けている。ANSF 隊員の間での正式な教育の欠如や識字率の低さ、加えて司法制度の欠陥により、法正義を一貫的に実現することができていない。

ANP の新規人材を雇用し訓練する国際的な支援活動は今も続いており、警察人材を真の専門職に育て上げることを目標としている。その一環として、CPD スタッフによる刑務所の改革や構造変革プログラムも進行している。国際社会はアフガニスタン政府と協働、治安部隊の汚職や権力乱用を削減するための啓発・訓練トレーニングや内部捜査メカニズムも策定した。警察用の訓練プログラムでは、警察官に必要とされる中心的なスキルに加え、法の執行や憲法、警察の価値と倫理、専門職としての能力開発、家庭内暴力の防止、人権の根本的基準などに力点を置いている。MOI の報告によれば、2009 年に新たに警察に入った警察官はみな、人権に関する訓練を受けているとのことである。いずれの州でも、人権に関する報告を行う責任を担う役人 2 名を配置している。カブールでは、人権に関する報告を担当する役人が 50 人おり、それには警察内部の問題もカバーされている。それでもなお、人権問題がなくなっていない。

10 月に政府は刑事犯罪管理システムを導入、容疑者に適切な追求がなされ、証拠が適切に警察の捜査官から検察や法廷に提出され、服役囚が刑期を越えて拘束されることのないよう努力がなされている。

MOJ のヘルマンド フクク (人権) 部門では、地域コミュニティの指導者や法治関係者に対し憲法やその差別を禁じる規定 (暴力をも含む) に関する情報を提供し、訓練を施す意図を表明している。だがヘルマンド フククの役人たちは、アフガニスタン全土を巡ることは

できなかった。これは、治安状況が劣悪であるためである。

NGO 諸団体や人権活動家たちは、社会的な暴力、特に女性に対する暴力が蔓延していると懸念を表明している。しかもその多くの場合、ANP はその防止に努めておらず、暴力事件に対応もしていない。

逮捕手続きと拘留中の扱い

恣意的な逮捕と拘留、引き続き深刻な問題

アフガニスタンの法律では、弁護士に相談する権利や令状の仕様を規定しており、また告訴なしに人を拘留できる期間も制限している。だが政府当局が被拘留者に何の容疑なのかを通知していないケースが少なくない。警察には、予備調査のために 72 時間も容疑者を拘留する権利が認められている。またある事件を追及する場合、そのファイルは検察局へと転送され、検察がそれから 48 時間以内にその容疑者を尋問せねばならない。尋問を行う検察官は、正式な告訴なしでも逮捕の時点から 15 日間、取調べが続く間は容疑者を拘留できる。また裁判所からの承認があれば、取調べを担当する検察官はさらにもう 15 日間、その容疑者を拘留できる。こうして検察官は、逮捕から 30 日以内に起訴をするか、容疑者を釈放せねばならない。ただし取り調べは、30 日以内に起訴手続きを完了できなくても、継続できる。現実には、被拘留者の多くはこうした規定の一部、あるいはすべてからの利益を受けていない。メディアや人権団体の報告では、ほとんどの州で恣意的な逮捕が行われている。オブザーバーたちからの報告によれば、検察官や警察は平均で容疑者を告訴なしに 9 か月間も拘留している。そのなかには、法の下では犯罪に当たらない行為による逮捕すらある。これはひとつには、司法システムの不備のために被拘留者をタイムリーに扱うことができないためである。UNAMA の報告によれば、「道徳的な罪」や契約不履行、家庭内紛争などの理由によっても警察は個人を拘留しており、自白を引き出そうとする。裁判あるいは罪状認否に至るまでの拘留機関については、ほとんど一貫性がない。判決後の拘留も、頻繁に行われているとの報告がある。UNAMA の報告によれば、刑務所への服役や罰金という判決が下された場合に、貧困にあえぐ受刑者が刑期の終了後も刑務所に留まるケースすらある。パクティヤー州の AIHRC からの報告によれば、この AIHRC では毎月、事件の追跡調査や手続きがなされていないために拘留が続いている人たち約 50 人から 60 人の釈放を請願しているという。

MOJ によると、国家の治安に関係する容疑で少年更生施設に収容されていた児童が、2009 年には 20 から 30 人いた。その全員が男子で、うち 8 人は 15 歳未満であった。オブザーバーたちの報告によれば、それ以外に 11 人の児童がバグラーン、ヘラート、ヘルマンド、クンドゥズで拘留されていたが、MOJ のデータには含まれていない。児童法では、児童を聖人と同じ基準で拘留してはならない。

交流されている児童には基本的に基本的な権利が認められておらず、法的な手順も多くの

面で欠落している。無罪推定や容疑内容の通知を受ける権利、弁護士に相談する権利、自白を強要されない権利などが認められていない。刑事裁判システムのなかで拘留されている児童たちの一部は刑法犯を犯したわけではなく、むしろシステムの犠牲者なのである。特に性的虐待を受けた場合、そうしたケースが起訴に至ることは稀であるため、党の犯罪者が投獄されることは少ない。ところが被害者の一部が恥をかかされ、処罰の対象と見なされてしまう。虐待の事実を司法に訴えたことで、家族に恥をかかせたと見なされるためである。また家計を支えている人間が実際の犯罪者である場合には、その身代わりとして子供が投獄される場合もあるものと見られる。

刑法で犯罪行為と定められている「ジーナ」という行為があり、これは婚姻関係にない異性間での性交を指す。密通や姦通を表す法律用語である。現実には警察も司法役人も、女性が家出をした場合や親などが選んだ配偶者を拒否した場合、家庭内での暴力や強姦を避けて家を出た場合、また駆け落ちをした場合などに、これらは社会的な犯罪とされてはいるのだが、ジーナという名目でその女性を逮捕・投獄することを正当化してしまうことが多い。また家族から要請があると、警察がジーナを理由に女性を拘留することも多い。INAMA の報告によれば、ほとんどすべての州でジーナの例が存在している。当局が投獄した女性の一部は、自分が犯罪の被害者であり、それを警察に通報したという理由で投獄された。また他の女性たちは、自分の夫や男性の親戚が有罪判決を受けたため、その「身代わり」として刑に服している。また一部の女性たちは、家族からの暴力的な報復を防止するため、当局により保護拘置されている。

控訴裁判所が不在の被告に有罪判決を下した後にも、当局が被告人を再逮捕していないケースが多い。また、保釈というシステムがない。さらに判決が下った後も拘留を続けるケースが少なからずあり、係争中の訴えを起こしている被告人を釈放すると、行方をくらましてしまう例がよくあるとの理由で、当局はそうした拘留を正当化している。

実際に職務に携わる検察官は、963 人であった。その多くは、正式な法律の訓練を受けていない。アフガニスタンの独立弁護士協会に登録され資格を有する弁護士は 850 人おり、そのうち 80 人が女性である。MOJ では 13 の州に 50 人の法的扶助担当者を配置している。MOJ によると、14,857 人がアフガニスタン全土の矯正施設に拘留されており、そのうち 10,593 人は裁判で有罪が確定している。残る 4,264 人は、判決を待っていた。

刑法改正作業グループは現地の法律専門家および国際的な法律アドバイザーで構成されており、刑事訴訟法の改正案をまとめてタクニンに提出した。タクニンは MOJ の法案作成部署であり、それが更なる検討を加える。2009 年末の時点で、タクニンはまだ、刑法改正作業グループからの提案への回答を出していない。

刑事訴訟法は裁判に先立つ拘留の期間に限界を設けているが、当局はその制限を順守しておらず、今も公判前の長期拘留が問題になっている。これは 1 つには、司法システムに仕

事が多すぎて被拘留者をタイムリーに裁けないためである。国連難民高等弁務官（UNHCR）や ICRC、AIHRC、その他のオブザーバーたちの報じるところによれば、恣意的な拘留や長すぎる拘留が、アフガニスタン全土でいまだに行われているという。

恩赦

ラジオ フリーヨーロッパによれば、9 月にカルザイ大統領はサイド ペルウィズ カンバクシュに恩赦を施した。24 歳のカンバクシュは以前ジャーナリズムを専攻する学生だったが、インターネットからある資料をダウンロードし、配布したことが流罪に問われ 20 年間の服役に処された。その資料が反イスラム的であると、裁判所が判断したためである。2009 年末、カンバクシュは国外のある場所で居住していた。その場所は、公開されていない。国際的なメディアや人権団体の多数がこの判決を、言論の自由と信教の自由に対する侵害であると批判していた。

アフガニスタンで 2008 年 12 月に公布された「国家の和解と恩赦に関する法」では、過去 25 年以内に法的紛争に巻き込まれた人々に対する恩赦を規定している。

e. 公正な公の裁判の拒否

アフガニスタンの法律では独立した司法制度を定めているものの、現実には司法制度は資金や人材に乏しく、政治からの圧力や広範な汚職に屈しやすい。賄賂や汚職、政府役人や部族指導者、被告人の家族、そして反政府分子からの圧力により、司法の公正性が危ぶまれる。カブールの麻薬撲滅裁判所（Counter Narcotics Tribunal）は例外的存在で、その職員の賃金は国際社会からの補助により支払われており、裁判所の建物も治安のよい複合施設の中にある。この裁判所の職員に関しては、汚職や政治からの圧力の証拠が見当たらないと国際的な諸団体が報じている。その他の裁判所では裁判が公正ではなく、成文化された法律とシャリーア（イスラム法）、各地域の慣習を取り混ぜた判決が行われている。

公式な司法システムは、中央政府が基盤とする都市部においては比較的効力を有しているが、総人口のおよそ 72%が居住する農村部においては影が薄い。国家全体としては、完全に機能している裁判所や警察力、刑務所は稀な存在である。新たな法律や法改正があまりにも多数で、司法システムはそれらをすべて適切に処理できるだけの能力に欠ける。有能な司法人材が不足しているため、裁判に支障が出ている。地方自治体や各州の当局職員は、裁判官も含め、最低限の訓練しか受けておらず、自己流に解釈したシャリーアや部族の社交規則、地域の慣習などに基づいて判断を下す場合が少なくない。法規定や成文法の知識がないため、裁判官や検察も十分に機能できていない。

国家の裁判システムに関しては、最高裁が全般的な責任を担う。大統領は、下院（ウォレシ ジルガ）の承認により最高裁判所の裁判官たちを任命する。初級裁判所ならびに控訴裁判所の裁判官の任命は、最高裁判所からの推薦に基づいて行われ、大統領の承認を必要とする。裁判官の不足が蔓延しており、最高裁によればアフガニスタンの裁判官は全部で 77

人、そのうち7人が女性である。テロリストその他の裁判は国家治安裁判所が担当するが、その詳細は明らかにされていない。

政府が掌握していない地域では、タリバンによる司法システムが（政府のもの）と並立して存在する。タリバンが行う処罰には指の切断、断頭、殴打、絞首刑なども含まれる。5月9日、タリバンのリーダーであるムラー オマールが「アフガニスタン イスラム首長国ムジャヒディーン（戦士）法」を發布、断頭を明らかに違法であるとした。これはISAFによる非戦闘員の死者削減のための努力に回答したものかもしれない。だが12月6日のラジオ サラーム ワタンダールの報道によると、ヘルマンド州のラシュカール ガーで2名の警官の断頭による死体が発見された。この報道によれば、タリバンが11月にこの警官2名を、ヘルマンド州で拉致したものと見られる。またこのムジャヒディーン法は自爆攻撃の件数を減らすよう求めているものの、実際には2009年にタリバンによるIEDを使用した攻撃は、2倍以上に増大した。

主要都市の裁判所は基本的に、法の義務付けているように、刑法事件を裁く。だが民事事件は、非公式なシステムで調停される場合も少なくない。公式な司法システムの信頼性が不足しているため、農村部では各地域の長老たちやシューラ（調停集会。通常は、そのコミュニティで選出された男性たちにより構成される）が、刑事事件・民事事件の両方を裁く基本的な手段となっている。ある推定によれば、アフガニスタンではすべての紛争の80%がシューラで裁かれており、その裁判では市民の憲法に基づく権利が尊重されておらず、女性や少数派の権利は頻繁に侵害されている。

裁判の手続き

裁判手続きについては、国際的に認められている基準に準拠して行われることは稀である。法の運営と執行のあり方は、国内の各地域により異なる。法律では、すべての市民には無罪推定の権利がある。ところが実際の法廷では、わずかに数分の審議の後に被告人に有罪判決が言い渡されることが普通である。被告人には法廷に出席して訴えを起こす権利が認められてはいる。だがこうした権利は、実際には適用されているとは言いがたい。裁判は多くの場合、公開で行われる。刑事裁判はすべて裁判官が判決を下すが、これは憲法で陪審員団の権利が認められていないためである。また被告人には、人材などが利用できる場合には、公費で弁護士などに相談する権利がある。だがこの権利も必ず守られているわけではなく、その理由の1つが弁護士の深刻な不足である。被告人が承認に直面し、あるいは質問をすることが許されない場合も多い。市民も、自分の憲法で保障された権利を自覚していないことが、よくある。被告人と弁護士には、裁判に先立ち当該の訴訟に関連した物的証拠や文書を調べる権利が認められている。だがオプザーバーたちの伝えるところによれば、現実には裁判の開始前には法廷文書を閲覧できない場合が多い。

被告人が拘留される場合、初級裁判所は2か月以内に公判を始めねばならない。控訴裁判

所の場合には、投獄された被告人の裁判を 2 か月以内に再検討せねばならない。原告側・被告側のいずれも上訴する権利を有する。被告が無実を証明される場合も、その裁判が 3 つのレベルの裁判所すべてを通過するまで、司法システムのなかで拘留される可能性がある。3 つのレベルとは、初級裁判所、控訴裁判所、そして最高裁判所である。初級裁判所の判決から 20 日以内に上訴を起こさない場合には、その裁判が確定する。控訴裁判所の上訴は必ず判決から 30 日以内に提出せねばならず、その期間を経過するとその裁判は最高裁に送られる。最高裁は、そうした裁判を 5 か月以内に結審せねばならない。上訴の期限に間に合わなかった場合、被告を拘留から釈放するよう法律は定めている。だが多くの場合、この期限を裁判所が守っていない。

シャリーアの規定では、犠牲者の親族が容疑者に対して立件することができる。裁判官（に該当する者）は賠償ないし殺人の場合には処刑を提示し、家族のうち 1 名でもそれに同意すれば、それを親族が執行できる。シャリーアの下では、被害者の家族が犯罪者を赦した場合には、裁判官は赦免を認めねばならない。

明確な法的規定がない場合、あるいは判事や検事ないし長老たちが法律の存在を知らない場合には、判事や非公式なシューラは慣習法を適用・執行する。この慣行のため、女性が不当な差別を受ける実例が少なくない。その例として、被害者が賠償として若い女性を被害者の家族に差し出し、結婚させるというものすらある。

政治犯と被拘留者

政府が何らかの政治犯を服役させている、ないしは拘留しているという報告はない。だが何人かの部族指導者たちが囚人や非拘留者を拘束しているとの報告は存在する。しかもそうした指導者の中には、政府と関連する者もいる。人数については、信頼できる推定がない。

民事訴訟手続きと賠償

憲法への違反や人権侵害を受けた場合にも、市民が司法を利用できる範囲は限られている。人権や憲法の定める権利よりも、イスラムの教義の解釈が優先される場合がよくある。汚職と人材不足のため、司法は民事において重要な役割を果たしていない。土地に関わる紛争が今も、もっとも頻発する民事紛争であり、非公式な司法システムで解決される場合が多い。

f. プライバシーや家族、家庭内部、通信に関する恣意的な干渉

法律は、プライバシーに属する事柄への恣意的な干渉を禁じている。だが現実には、政府はこの法による禁止を尊重しておらず、その被害者を保護する法規定もない。

政府役人が司法からの許可なく、強制的に市民の家屋や事業所に侵入することがある。UNAMA の報告によれば、文武が実施した家宅捜査において、市民の所持品が盗難にあった

との嫌疑が、ある地域コミュニティの住民たちから寄せられている。やはり UNAMA からの報告によると、軍部や治安部隊の隊員による捜査では、現地の慣行に反する行為を隊員が女性に対して行い、現地の住民たちの怒りを買った場合もある、とのことである。

法律では、場合によっては無線傍受を認めている。だが政府によるその権限の乱用に関する報告はない。無線傍受が認められているのは、マネーローンダリングや麻薬密売を追及するためである。

政府が国民の結婚する権利をどこまで認めるかは、(相手の)国籍、性別、宗教によって異なる。たとえば、ユダヤ教徒ないしはキリスト教徒の女性とイスラム教徒の男性との結婚であれば、家庭裁判所はこれを登録する。だがこの場合でも、結婚式はイスラム式で行うことを裁判所は要求する。イスラム教徒でない女性がイスラム教徒の男性と結婚するには、女性がイスラム教に改宗することが必要となる。またイスラム教徒の女性と非イスラム教徒の男性との結婚は、家庭裁判所が登録しない。もっとも、こうした事態は大変少ない。アフガニスタン人口の 99%以上がイスラム教徒であるからである。ただし現実には、非イスラム教徒同士の結婚も、裁判所は登録している。

g. 国内紛争での、過剰な武力行使その他の権力乱用

国内では紛争が続いており、市民の死亡や拉致、服役者への虐待、財産への損害、住民の強制立ち退きなどが起きている。

殺害

アフガニスタンの治安状況は 2009 年に大幅に悪化し、市民の死亡者数もそれに合わせて増大した。多国籍部隊の活動が増え、反政府勢力による攻撃も増加し、市民の犠牲者も増大した。タリバンその他の反政府勢力の活動は今も続き、地域を掌握する部族軍指導者のあいだでの分派抗争もやまず、犯罪行為により何百件もの非合法的殺人や市民の犠牲者が出ている。

UNAMA の報告によると、タリバンその他の反政府勢力が殺害した市民の人数は 1,630 人にのぼり、また政府側の勢力による市民の犠牲者も 596 人に達している。また、犯人が不明の市民犠牲者は 186 人にのぼる。合計で市民の犠牲者は 2,412 人になり、2008 年が 2,118 人であったことに比べると、14%の増加である。タリバンその他の反政府分子による殺害が、市民の犠牲者全体の 67%を占めている。

反政府勢力による自爆攻撃も大幅に増え、2009 年には 281 件に達した。2008 年には 138 件であった。UNAMA の記録では、2009 年中の IED による攻撃は 773 件で、反政府勢力はこれを公判に利用しており、件数も増大している。自爆攻撃と IED 攻撃をあわせると、1,054 人も市民を死に至らしめている。市民の犠牲者総数の 44%である。タリバンその他の反政府勢力による市民犠牲者数は、政府側勢力による犠牲者数のほぼ 3 倍に達している。

反政府勢力の標的としては、国家ならびに政府の役人、外国人、各地の NGO 職員などがある。

2009 年も反政府勢力は政府役人を標的にし、殺害した。MOI の報告では、反政府勢力からの攻撃で警察官 964 人が殺害され、1,787 人が負傷した。8 月 27 日にはクンドゥズでの IED 攻撃により、同州の司法の長であるクワリ ジャン ギールが殺害された。さらに同じ月の 30 日、4 つの州で別々に起こった 6 件の攻撃により、11 人の警官と少なくとも 6 人の市民が反政府勢力により殺害された。標的を定めての殺害の例として、5 月 4 日の攻撃も挙げられる。これにより、ラグマーン州メーテリアム市の市長と 6 人の市民が反政府勢力により殺害された。6 月 21 日には、ジャララバードとガルデズで政府の建物に対する一連の攻撃が行われ、9 人が死亡した。また 12 月 15 日には道端に敷設され遠隔操作で爆発した IED により、コシュク地区の警察署長であるアブドゥール カリーム大佐ならびに他の警官 3 人が、この地区の警察本部そばで殺害された。2009 年にコシュク地区の警察署長が殺害されたのはこれで 2 件目、またヘラート州で地区警察署長が殺害されたのはこれで 4 件目である。タリバンが、犯行声明を発表した。ANP はこの事件に関連して、7 人を逮捕している。

選挙に先立つ 7 月 19 日には、クンドゥズ州の議会議員候補であったジャン モハンマドが選挙活動中に狙撃手により射殺された。これは、クンドゥズ州で州評議会議員候補が暗殺された、初めてのケースである。

国際危機グループによると、少なくとも 31 人が選挙の投票日に殺害されている。治安担当の役人たちからの報告によれば、11 人の市民と 20 人の警官および兵士が、選挙がらみの暴力行為で死亡した。

2009 年、反政府分子は政府側に立つ宗教指導者の殺害も続けた。MOI によれば、タリバンは少なくとも 71 人の聖職者を殺害、さらにモスクその他の宗教施設の中で少なくとも 17 回暴行を働いた。トロ テレビの報道によれば、9 月 9 日には反政府勢力がガズニー州のモスクでムッラー（イスラムの教職者）を殺害した。このムッラーが反政府勢力を非難する発言をした後での出来事であった。

UNICEF によると、1 月から 6 月にかけて教育関連の施設や人物（学校、教師、職員、生徒）を標的にした攻撃が 470 回確認されており、そのために学童や教師、その他の学校職員など 30 人が死亡、186 人が負傷している。ヒューマン ライツ ウォッチが引用している教育省（MOE）のデータによると、同年 4 月から 8 月にかけて反政府勢力は爆発物を用いて 102 の学校を襲撃、ないしは放火し、生徒や教師 105 人を殺害した。2008 年 5 月また 6 月の教師殺害事件に関しては（第 6 部を参照）、新たな情報は入手していない。

政府側勢力が引き起こした市民の死亡の中では、ISAF による空爆が今も最大の原因である。2009 年、UNAMA の記録では空爆は 65 回実施されており、そのために 359 人を上回る市民が死亡したとされる。死亡者数は、2008 年から 28%の減少である。この市民犠牲者の減

少は、軍事衝突による市民の犠牲を最小限に抑えようという本格的な努力の一環として、ISAF が戦術を変更したことの現れである。だが、2009 年も深刻な事故は数件発生した。5 月 4 日、ファラー州のバラ バルークにおいて政府側の連合軍による空爆がタリバンを標的に行われたが、女性や子供 60 人以上を巻き添えにしたと報じられた。この事件の調査の結果、アメリカ軍はこの空爆が市民保護のガイドラインを順守していなかったことを認めた。また 9 月 4 日には、やはり政府側連合軍による空爆が、クンドウズ南部で燃料輸送トラック 2 台を乗っ取った反政府勢力を標的として実施された。だがこのために市民 30 人以上が死亡、9 人が負傷した。トラックから燃料を積み降ろしていた市民であった。さらに 12 月 26 日、クナル州ナンレン地区での連合軍の攻撃により市民 10 人が死亡したとされている。信頼できる情報によると、これらの市民は武装していたが、未成年者であった可能性がある。2009 年末の時点で、この事件に関して詳細な情報は入っていない。

拉致

MOI の報告によれば、2009 年には 368 件の拉致事件が発生、少なくともそのうち 1 件で人質が死亡している。アフガニスタンの NGO であるセーフティ オフィス (ANSO) によれば、反政府勢力やその他の犯罪者が援助に携わる作業員 20 人を 2009 年に誘拐した。この数値は、2008 年の 38 人からは減少している。拉致の被害者たちは全員、現地のスタッフである。ANSO の報告では、大半の拉致事件は一時的なもので、被害者のほとんどは無傷で釈放されている。これは多くの場合、地域コミュニティの長老たちの労によるものである。拉致に抵抗した被害者 1 名が殺害されたとの報告もある。オブザーバーたちは、反乱とは無関係に個人的揉め事を解決するために行われた誘拐も存在したものと見ている。

治安担当役人たちは、2008 年のフマユン シャー アシフィの誘拐に関し 6 人の容疑者を逮捕した。アシフィは、故ザヒール シャー王の親族であった。2009 年末時点で、この事件の捜査は継続中である。

身体的虐待、体罰、拷問

地雷や不発弾による死亡や負傷も引き続き発生している。またこの問題のために農場として利用できる土地が制限され、難民の帰国にも支障をきたしている。国連のアフガニスタン地雷対策センター (UNMACA) の報告によると、地雷と不発弾により毎月平均で 40 人が死亡あるいは負傷しているが、人数は 2008 年の 1 か月平均 57 人よりも減少した。

UNMACA やヘイロー トラスト (Halo Trust)、その他多数の団体が地雷の検知と撤去チームを組織し、訓練している。国連機関や NGO 諸団体では地雷に関する啓発・教育プログラムを展開、特に女性や子供を対象にアフガニスタン各地で 150 万人以上を教育した。2009 年末現在、地雷や不発弾の危険に晒されている地域コミュニティは約 2000 箇所ある。

少年兵

アフガニスタン軍の法律による兵士徴用は、18歳以上である。だが18歳未満の少年たちが身分証などを偽造して年齢を偽り、国家治安部隊やANPに入隊している実例があるという、未確認の情報がある。児童が政府により国家治安部隊に強制徴用されているという報告はない。

国際支援を受けつつアフガニスタン政府は軍部や警察への入隊者全員を念入りに検査しており、18歳未満の死亡者はすべて拒否している。

事例的な証拠であるが、反政府勢力による少年兵の徴用は増大している模様である。タリバンをはじめ各種反政府勢力が18歳未満の児童を徴用し、場合によっては自爆攻撃をさせ、またケースによっては自分たちの作業を手伝わせている、との信頼できる報告が多数ある。例として、ウルーズガーンではタリバンが児童たちに、IEDの隠し場所を掘らせているとの情報がある。パクティヤー州では反政府勢力が10代前半のティーンエイジャーの少年たちを戦闘員として利用しているとの報告が、多数存在する。また7月にはヘルマンド州で、政府当局がある児童を保護した。この児童は、自爆攻撃を行うよう訓練されていた疑いがある。NDSの役人たちはヘルマンドの少年更生施設に児童数人を拘留した。やはり、反政府勢力に関連した容疑である。こうした児童の大半は15から16歳であるが、ガズニー州からの情報によると反政府勢力が徴用する少年兵には12歳の児童もいるようで、特にモーターバイクと武器を既に所有していると、徴用されやすい。NGO諸団体や国連機関からの報告では、タリバンは児童に現金を渡すと約束して協力させるといったトリックを用いたり、自爆攻撃を強要するなどしているという。

ANPならびにANAの隊員による少年の性的虐待も広くささやかれているが、未確認である。

その他の、紛争に関連した虐待

国連事務総長の12月の報告によれば、援助組織に対する攻撃は2009年にわずかながら増大し、第4四半期にはほぼ毎日発生していた。10月29日にはカブールにある国連のゲストハウスへの攻撃により、タリバンが11人を殺害した。そのうち5人は、国連の職員である。さらにタリバンや一部の部族指導者、その他の反政府勢力は治安部隊隊員や市民、ジャーナリストの拉致を続けている。

2008年にも類似した事件があったが、タリバンのメンバーと見られる者たちがNGOの車両めがけて発砲する、またNGOの事務所を襲撃するという事件が続いた。暴力事件や社会的不安定のため、開発や救援、再建が滞っている。ANSOの報告によれば、25の州を調査した結果、NGOや援助職員を巻き込んだ事件が、1月1日から9月30日までの期間中に114件発生した。NGO諸団体によれば、反政府勢力や各地の地元有力者たち、それに民兵組織の指導者たちが、アフガニスタンに援助物資を持ち込み配給したいのなら、賄賂をよこせと要求しているそうである。こうした反政府勢力からの脅迫のため、陸路では援助物資を輸送するのが困難であり、そのため援助作業もなかなか進展しない。部族指導者たち

や反政府勢力の下位のメンバーたちは非合法的な「国境」やチェックポイントを設定しては、賄賂を強要してくる。暴力事件が増大しているため、国連はアフガニスタンの多くの地域を進入不能地域と見なしている。

近年、タリバンが脅迫メッセージを送りつけている。これは、政府ならびに開発の活動を妨害しようというものである。ラグマーン州の法律専門家 10 人からの情報によれば、裁判官や検察官には日常的に生命の脅迫が突きつけられ、その他の形の威嚇にも日々接するという。政府や NGO の職員たちに対する脅迫に加え、タリバンは一般市民にも「夜の書簡」（殺すぞという脅迫状）や携帯メールなどを送りつけ、8 月 20 日の選挙で投票しないよう脅していた。ウルズガーンでは、1 つの村全体に脅迫メッセージが届いた。

反政府勢力は日常的に一般市民を「人間の盾」として利用している。戦闘地での射撃を浴びる位置に市民を無理やり連れて行くか、市民の居住区の中で攻撃を行うか、いずれかによる。UNAMA の文書には、反政府勢力は意図的に自軍の部隊を市民が住む村落のなかに配備しており、これは多国籍部隊や政府軍が攻撃をしにくくするとともに、空爆の際には市民の犠牲を増加させようという狙いである。

南部と東部においては、タリバンはじめ反政府分子が地元の住民に対し、戦闘員の食事と寝場所を提供するよう強要している。さらにタリバンは、学校やラジオ局、政府の事務所に対する攻撃を続けている。

第 2 部 市民の自由の尊重。これには、以下の自由を含む。

a. 言論と報道の自由

アフガニスタンの法律は、言論と報道の自由を認めている。だが現実には、ジャーナリストたちが物理的な危害に晒されるケースが増えており、報道内容を支配しようとする各種の圧力を受けているケースが多数存在するようである。こうした圧力を加えている勢力としては、国家ならびに地方政府、部族軍指導者、麻薬密売マフィア、他国の政府、個人、タリバン勢力などがある。メディアのオブザーバーの中には、何らかの暴力的報復を受ける心配があるため、個人が政府を公に批判しにくいと主張している者もいる。

6 月 14 日、政府はアル ジャジーラのジャーナリスト 2 名を拘留した。同テレビ局のアラビア語放送担当のプロデューサー、ならびに英語チャンネル担当のシニア プロデューサーである。これは、クンドウズ州におけるタリバン勢力の強さをアル ジャジーラが放送した、との理由による。当局は起訴を行わずに 2 名のジャーナリストを釈放したが、釈放されるまで 2 名はカブールの NDS 本部に 3 日間拘留されていた。

8 月 19 日、外務省と MOD は、ジャーナリストが選挙投票日の暴力行為を報道することを禁ずる布告を出し、またテロ攻撃の現場に近づかないよう命じた。大半のジャーナリストたちはこの禁止命令を無視したが、NDS のエージェントたちがこの指令を無視したジャー

ナリスト15人を殴打し、短期間拘留した。ジャーナリスト保護委員会によれば、投票日にはカブールならびに他の地区で、治安部隊が国内・国外のジャーナリストたちの職務を妨害し、攻撃し、拘留したとされる。

2009年末の時点で、アフガニスタンの議会の議員であるマラライ ジョヤは、議会への登院資格を停止されたままである。この議員は2007年のテレビのインタビューで、他の議員たちを批判した。他の議員たちも政府の政策を批判していたのだが、何の措置も受けていない。

独立系のメディアは積極的に活動しており、各種の政治的見解を反映した報道をしている。一部の独立系ジャーナリストやライターの中には雑誌やニュースレターを発行しているものもいるが、その配布先は主にカブールに限定されている。多くの出版社は、何らかの自主検閲を実施している。またアフガニスタンの言論の自由に関する法律は外国のメディアをも対象としてはいるものの、イスラム教に対する批判的な言述、ならびにアフガニスタン大統領にとっての脅迫と見られる文書類の出版は制限されている。

ジャーナリストに対する暴力は、2009年に増大した。独立系のメディアやオブザーバーたちによれば、政府による抑圧と武装勢力、さらに外国の団体や個人による情報操作のため、メディアは自由な報道ができない。ジャーナリストには政府役人たちや外国政府、そしてタリバンなどの反政府勢力からの圧力がかかる。こうした各勢力から、嫌がらせや脅迫、暴行を加えるぞという脅しなどが押し寄せるのである。

政府役人たちがジャーナリストたちを脅し、その報道内容を変えさせようとした。メディアからは、州政府の役人が自分の個人的利害のためにメディアを規制しようとしている、との報告がある。地方の役人たちがウルーズガーン ラジオのディレクターに対し、テレビならびにラジオの番組を放送する前に、当局の内容承認を受けよと求めた。

メディアからの情報によれば、警察は正当な理由なしにジャーナリストたちを拘留している。メディア ウォッチによると、ジャーナリストに対する暴力行為のケースは85件発生したと報じられており、そのうち3件は殺害、9件は誘拐、35件が逮捕、12件が脅迫、22件が殴打、4件が傷害である。メディア ウォッチの年次報告書では、これら85件のジャーナリストへの暴力のうち57件に政府が関与している。

メディア関係の多数の情報筋によれば、イランやパキスタン、ペルシャ湾岸諸国の私的個人がアフガニスタンのメディアに積極的に影響力を行使しており、所有と脅迫によりメディアを形成している。やはりメディア関係の情報によると、イランの資金源がアフガニスタンのラジオ局5つとテレビ局3つの資金を提供している。やはりメディアによれば、ヘラートにあるイランの領事館がジャーナリストたちに「アメとムチ」を与えているそうである。何人かの記者たちによれば、カブールにあるイラン大使館の職員たちがこの記者たちに対し、イランを批判する記事を發表しないよう求めた、とのことである。さらにカブ

ールならびに一部の西部の州では、アフガン国民のジャーナリスト数人にイランが秘密の給与を支払っているとの噂もある。また西部の州ではイランが記者たちを脅迫、アフガニスタン政府を批判する報道を多く出させ、イラン批判の記事は減らすよう求めているとの嫌疑もある。メディア情報筋ならびにアナリストたちの主張では、その他の民営テレビ局や新聞社は各種の政治的派閥や指導者、部族指導者たちから資金供給を受けており、彼らの希望に合わせた内容の報道をしている。

10月5日、警察がワクト通信社（Wahkt News Agency, WNA）のカメラマン兼フォトグラファーであるモハマッド ナイームを襲撃したとの報告がある。ナイームは、軍部の制服を着た未確認の狙撃手たちがビジネスマン1名と治安要員2名を射殺した事件の報道記事を作成していた。警察はナイームのカメラを押収したうえで彼を殴打し、ほぼ1時間彼を拘留した。アフガン独立ジャーナリスト協会（Afghan Independent Journalists' Association）とWNAの代表たちがこれに介入、ナイームにカメラを返却し釈放した。

複数のメディアの報道によると、10月20日、MOIが「マンダガール日報」の編集者ナザリ パリヤーニと「ヌーホスト日報」の編集者ハシュマトウラー ラードウファーとを逮捕した。容疑は、この両新聞社がインターネットの記事を印刷して出版したのだが、その内容が偏向しているというものである。ナイ メディア ウォッチならびに IEC メディア委員会のシディクラ タウヒディ委員長が仲裁に入り、両編集者は3時間後に釈放された。情報文化省（MoIC）によれば、このMOIの行為は非合法であった。この件は、メディアの監視に関する政府委員会にも報告されている。

ムハメッド ナセール ファイエズはニュース番組のアンカーであり、「ハキーカトウ」（真理）という政治番組のホストを務めている。そのファイエズが2008年7月、NDSのエージェントにより逮捕された。彼がアリアーナ テレビの仕事に復帰したのは、1月2日のことである。

2008年のメディア法は7月に公布され、思想や表現の自由を保護しジャーナリストたちの職務遂行を法的に保護することを目的としている。だがこの法律には、報道内容に関する制限がある。その第45条では、以下のものには制限を設けている。イスラム教あるいは他の宗教や宗教セクトの原理に反する作品や資料。イスラム教以外の宗教を宣伝する作品。個人の人格や信頼を損なう恐れがある、ないしは中傷・誹謗・攻撃・名誉毀損であると見られる作品や資料。憲法ならびに刑法に関する作品や資料。暴力行為や強姦の犠牲者の特定情報や画像を公開しており、犠牲者の社会的尊厳を損なうもの。読者個々人の心理的安心や道徳心にとって有害であり、特に児童や若者にとって有害であるもの。ナイ メディアならびにアフガン ジャーナリスト同盟（Afghan National Journalists Union）の報道によれば、MoICは2009年末の時点で、まだ同法を施行できていない。

メディア筋からの主張によれば、MoICがオープンで自由なメディア環境を抑圧しようと懸

命に努めているにもかかわらず、独立系のメディアは成長を遂げている。2009年、MoICならびに一部の州知事たちは、程度の差こそあれ報道内容を支配しようとしていた。やはりメディア筋によると、MoICは今も認可の手順を煩雑なものにしている。選挙に先立ちMoICは、無認可で操業している新たな出版報道機関がいくつかあると、問題にしていた。またアフガニスタンの一部では、各分派勢力がメディアを統制している。戦争と平和の報告研究所（Institute for War and Peace Reporting, IWPR）では強い統制があると指摘しており、特にバルフ、ジュズジャー、ファーリヤーブ、サーレポル（サーリプル）、カンダハル、ヘラート、ナンガルハールの各州では統制が目立つとしている。ジャーナリストたちによれば、多くの記者たちが自主検閲を行ってしまっており、政府役人には突っ込んだ質問ができず、調査結果で明らかになった事実もその一部を無視せざるを得ない。有力者たちの多くは、メディアによる調査を回避している。メディア関係者たちによれば、彼らもタリバンの司令官や指導者にはインタビューができない。これは、政府からの圧力による。またヘルマンド州の警察があるジャーナリストたちを投獄したが、罪状はタリバンに話しかけた、というものであった。一部のメディアオブザーバーたちによると、タリバン支配下にある地域よりも、政府支配地域の方がジャーナリストは活動がしにくいという。

8月26日、カンダハル市で警察が地元のラジオアザディのジャーナリスト1名にひどい暴行を加えた。このラジオアザディは、ラジオフリーヨーロッパ/ラジオリバティのアフガニスタン国内放送である。さらに警察はこのジャーナリストのノートと録音機を取り上げた。このジャーナリストは、爆撃の現場を取材していた。

また7月30日にヘラートでは、警官ならびに私服のNDS職員が4人のジャーナリストたちを襲撃したと報じられている。このジャーナリストたちは、ある果物商を警察が殺害した件に抗議するデモを取材しようとしていた。国際ジャーナリスト連盟の報告では、MOIの職員が、この襲撃を調査した。

12月3日には、イスラム革命運動党（Islamic Revolution Movement Party, Hezb-e Harakat Inqelab-e Eslami）の銃を持った犯人たちがカブールで、セペールテレビのジャーナリストのナシールアーマドゥとカメラマンのセファトラを4時間にわたり拘束した。犯人たちは2人を殴打した上に侮辱し、カメラ機材を破壊した。トロテレビの報道によれば、この襲撃犯たちは、以前の政府役人のガードを務めていた可能性がある。

さらに8月18日、政府はすべての報道機関に対して、選挙投票日の午前6時から午後8時までは、「テロリストの活動や動き」に関する報道を自粛するよう求める通達を発表した。事情に通じた情報筋によると、この政府命令は投票所での暴力行為に関する国民の知識を最小限に抑えるために発されたものとされている。NDSの職員が、この禁止通達の執行に当たった。政府はさらに、選挙を報道しているジャーナリストたちに対し、ある行動規約に署名することを要求した。この規約は、「候補者の人格や行動に関し、選挙結果に影響する恐れのある中傷的な宣伝や名誉を汚す報道」を、ジャーナリストが公表することを禁じ

るものであった。ニュース報道によると、8月20日に警察は少なくとも外国ジャーナリスト3人と国内ジャーナリスト12人を、短時間拘留した。さらにジャーナリスト保護委員会によれば、8月20日、政府当局が日本のテレビ特派員を数時間拘束して尋問し、さらにオランダの写真ジャーナリストのルーベン テルロならびにロフラ サマディをも30分間拘束した。この2名が、タリバンと警察のあいだでの銃撃戦を報道したとの理由である。なお、サマディはアフガニスタンの独立系メディア組織キルド メディアの通訳である。この件に関しては、重い傷害などは報告されていない。こうした報道の大半は、反政府グループによる襲撃現場で発生している。

2009年、少なくとも2名のジャーナリストが殺害されている。3月10日にはカンダハルで、2名の犯人がジャウエド（ジョージョー）アーマドゥを狙撃し殺害した。アーマドゥは、カナダのテレビ局の記者であった。それ以前、当局はアーマドゥをバグラム劇場拘留施設に11か月間軍事拘束していた。タリバンと接触した容疑である。2008年9月に釈放されていた。

9月9日、やはりジャーナリストのスルタン アーマドゥ ムナディが NATO 兵士と武装組織間の銃撃戦により死亡した。これは、クンドゥズで多国籍部隊による空襲が行われた地点のそばでタリバンがムナディとニューヨーク タイムズの記者スティーブン ファレルを拉致したことを受け、この2名を救出しようとする作戦の過程で起きた事件であった。また2008年にはノルウェーのジャーナリストの殺害やアブドゥル サマドゥ ロハーニ、アジマル ナクシュバンディ、シャキバ サンガ アマジ、ザキア ザキの殺害については、新しい情報は入っていない。

タリバンは2009年、少なくとも6名のジャーナリストを拉致している。ナイ メディアの報道によれば、7月10日にタリバンはアリアーナ テレビのチーフであるエーサヌラー アリアンザイをヴァルダク（ワルダク）州で拉致、2日間彼を拘束した。また7月12日にはタリバンがアル ジャジーラの英語ニュース担当記者をクナル州で誘拐、7時間後に釈放した。11月6日にはタリバンがノルウェーのフリージャーナリストのパール レフスダルならびにそのアフガニスタンの同僚（本事件に関するアフガニスタン国内ならびに国際的な報道においては、氏名は公表されていない）をクナル州で誘拐した。彼らは同月の12日に釈放されている。

6月19日にはニューヨーク タイムズの記者デビッド ローデと彼の通訳タヒール ルーディンがタリバンの拘禁者の手から脱走した。二人は7か月間拘禁されていた。

8月11日、カンダハルでのIED爆発により、AP通信のフォトグラファーであるエミーロ モレナッティとビデオグラファーのアンディ ジャトウミコが重傷を負った。二人は、軍用車両で移動中であった。

タリバンはメディアの操作も直接的・間接的に行っており、特に印刷メディアの報道を強

くコントロールしている。その手段として、ジャーナリストを物理的暴力で脅迫する、またニュースを直接提供するなどがある。一部の情報筋によると、たとえばアフガニスタン再建に関する報道はあまりにも少ないが、これは地域の世論を操作しようとするタリバンの圧力によるものとされている。さらにジャーナリストたちからの情報によれば、彼らはタリバンのウェブサイトで発表されている記事を公表するよう脅迫されており、また反タリバンの記事を発表した場合や政府よりの記事を書いた場合には危害を加えるとの脅しを受けている。

タリバンはラジオへの影響や操作活動を強化している。ラジオは他のメディアに比べ、遠隔地の人口に届きやすいためである。クンドゥズにある 2 つのラジオ局は、タリバンからの脅迫を受けているとの報道がある。さらにその 1 つは、タリバンからの圧力により閉鎖されてしまった。タリバンのスポークスマン、ザビウラー モジャヘドゥはタリバンの関与を否定している。

こうした困難にもかかわらず、メディアの情報筋やオブザーバーたちはアフガニスタンの独立系メディアが拡大を続けており、経験を積んで成長していると断言している。無数の国際・国内機関が、ジャーナリスト向けに定期的なトレーニングや指導を行っている。

IWPR の述べたところでは、放送メディアの方が印刷メディアよりもいくらか活動の自由度が高く、商業的に採算の合う放送局には政府からの監視が少ない。ナイメディアによれば、FM ラジオ局が多く、遠隔地域でも、年間を通じて放送を行っている。

テレビ放送は、印刷メディアの報道に課せられているような制約の一部を免れているようである。風刺的な番組も広範に放送されており、いずれの民間テレビ局も、政府役人を批判する風刺喜劇番組を少なくとも 1 本、放送している。

8 月 20 日の選挙に先立ち、ラジオ局やテレビ局は候補者間の討論やフォーラム、インタビューを放送した。これは、アフガニスタンでは前例のないことである。これにより、一般市民が入手できる情報の幅を広げ、質を高めている。投票日にライブ放送を実施した放送局も、いくつかある。「国境なき記者団」や「インターニュース」、その他のニュース報道グループは問題点として、各候補者に同じ時間を割くという規定が設けられておらず、さらに多数の候補者はメッセージを放送してもらう資金がない。そのため、また大統領選挙の候補者が 40 人以上もいたこともあり、放送時間の利用に関し不平等があった。もっとも IEC のメディア委員会は候補者たちによるメディアの利用については重要な問題を認めていないが、国営メディアが現職大統領側に立つ偏向した報道をしたとの発表は行った。

9 月 8 日、保守派の週間新聞「ソハーン エ ジャディドゥ」が、「ハシュト エ ソブ」職員を生命を奪うとの脅迫を行った。後者の選挙に関する報道内容が、その理由である。同日、トロ テレビは IEC のメディア委員会のタウヒディ委員長がいくつかのメディア報道機関に対し、警告を発したと報じた。国家冒とく罪にあたるとして、法的措置を取る、との内容

である。

国連女性開発基金（UNIFEM）によれば、印刷メディアは女性候補者を適切にカバーしていなかった。トロ テレビでは、女性問題に関する大統領候補者による討論も放送した。女性候補者2名のうちの一人、シャハラ アッタがこの討論に参加した。

女性ジャーナリストの人数は、少ないままである。IWPRによると、最近ヘラート大学でジャーナリズムを専攻し卒業した女性は54人いるものの、そのうち15人しか実際にメディアで就労していない。マザール州、ヘラート州、クンドウズ州、ファーリヤーブ州にはそれぞれ女性のラジオ局がある。国際移民気候（IOM）の資金により、「ラジオ テレビジョン アフガニスタン」ではバードギースにある中波ラジオの設備を拡充、また女性ジャーナリスト向けのメディア活動センターを開設した。クンドウズ市には女性が運営する民営ラジオ局が2つあるものの、治安状況の悪化から自由な報道ができずにいる。

「フリー ミューズ」の報道によると、3月24日、MoIC がエムルーズ テレビのマネジャーであるファヒーム コーダマーニを逮捕した。「イスラムの価値やアフガン文化に反する音楽プログラムを放送した」との容疑である。オブザーバーたちは、この逮捕は政治的要員によるものと見ている。こうした逮捕が、同じような番組を流した局についても、ある局には行われず、他の局には実施されているためである。

インターネットの自由

インターネットの接続を政府が制限している事実はなく、また E メールやインターネット上のチャットルームの対話内容を政府が検閲しているとの報告もない。個人も団体もインターネットで平和的に見解を交わすことができ、E メールによるメッセージも含まれる。トロ テレビの報道によれば、MoIC は選挙に関するウェブサイト4つに閉鎖を命じたが、これは各ウェブサイトが反対あるいは支持する「大統領候補の人格を非難するような」内容であったためと、MoIC は主張している。

サイド ペルウィズ カンバクシュの事件には、インターネットからダウンロードした情報の配布に対する政府からの制裁という面があった。だがメディアのオブザーバーたちの見解では、文化的・政治的にタブーとされている情報を求める人々に対して、この事件は抑止とはならない。大部分の市民は、インターネットを利用できていない。コンピューターを利用できる比率、コンピューターを所有している比率は、総人口の10%に満たない。

学問の自由と文化行事

政府は、範囲すら無敵と見られる内容の課程を禁じており、それにより学問の自由に制限を設けている。2008年マス メディア法の第10条には、学術研究は「関連省庁による承認が、予め必要」としている。公立大学の教育者たちによると、彼らは民族問題を論じるに当たっては自己検閲をしている、とのことである。この自己検閲というのが政府や大学当

局からの制裁を恐れてのことなのか、社会からの圧力によるものなのかは、定かでない。

MoiC では、西側ならびにインドのテレビ番組と映画を禁止しようとした。IWPR によれば、前司法長官はトロ テレビを襲撃、ジャーナリストや管理者を拘留した。ソープオペラの放送をやめさせるのが、狙いであった。同テレビ局のオーナーが議会議員たちと話し合い、地域の感性に合わせた検閲を通過した番組は放送できるという合意に達した。

b. 平和的な集会や結社の自由

アフガニスタン憲法では、結社や集会の自由を認めている。だが現実には、治安状態の問題と地方政府役人の行為により、この権利に制限が加えられている。

集会の自由

物理的な治安の悪さ、ならびに地方政府当局や治安部隊からの干渉のため、アフガニスタンの中でも治安が特に悪い地域では、集会の自由が実現していない。

パジュウォク通信社が1月1日に報じたところによると、クンドゥズ市のマドラッサ（イスラムの神学校）で偶発的に発生したデモでのデモ隊の1名に、警察が重傷を負わせた。この人物は、病院に運び込まれた。また4月15日にはカブールで、300人を超える女性たちがシーア派個人ステータス法（SPSL）に抗議する活動を行った。その大半は、学生である。さらにその5倍にのぼる人数のSPSL賛成派が女性たちに対抗し、中には石を投げつけるものまでいた。また8月31日にはカンダハル市で偶発的な抗議活動が発生、ブルカをまとった女性たちが同月25日の爆発現場へと行進を始めた。何十人もの死者と負傷者が出た爆発に対する哀悼の意の、公的な表現である。さらに9月10日、ジャーナリストや一般市民、人権団体などがカブールでデモを実施、ジャーナリストのスルタン アーマドゥム ナディがクンドゥズ州で殺害された事件を非難し、十分な捜査を要求した。同じ月の12日には、市民団体と部族の評議会がホーストという地に集まり、州政府の無能ぶりに抗議した。同月23日にはカブールのバブール庭園に1,000人が結集、国際平和デーを祝った。9月27日には、大統領候補のアブドゥラー アブドゥラーの支持者5,000人以上がカブールに集まり、「欺瞞に対し立ち上がれ」と叫んだ。同じく9月、ウルーズガーン州のホーラ地区で60人近い市民が州の再建チーム本部の前で抗議活動を実施したが、騒動は起こらなかった。10月25日、10の州から女性の権利を求める代表者たちがカブールに集まり、治安の悪化と暴力事件の増大に関して懸念を表明した。さらに11月30日、クナルで神学者たちが女性に対する暴力を非難し、女性は男性と対等のものとして尊重されねばならないと主張した。

西側の部隊が10月15日のヴァルダク州（ワルダク州）での家宅捜索の際にコーランを燃やしたというデマを反政府勢力が流し、それを受け大がかりな抗議活動が国中で発生した。このデマはタリバンが流したものとされており、1週間近くかけて一般大衆の注目を集めるようになった。10月23日には、ホースト大学の学生たちが結集し、コーランを燃やしたと

噂される冒涇行為に抗議、アメリカ国旗とオバマ大統領の写真を燃やした。同月 25 日、中等学校の生徒数百人がローガル州のプル イ アラムにてこのコーランを燃やしたとされた冒涇行為に対し、平和的な抗議を行った。同日、カブールでは学生数百人が 2 つのデモに結集した。1 つは議会の議事堂の前で、もう 1 つはカブール大学で行われた。推定で 1,000 人のデモ参加者たちがアメリカのオバマ大統領の人形を燃やし、警察に向けて投石した。群衆を解散させるため、警察は空に向けて発砲した。その後、カブール大学の方で数百人の学生が抗議のために結集、少なくとも 3 人が負傷した。そのうち 2 人は議会の治安ガードで、警察隊を襲撃し公共の場所で投石を行った容疑で学生数人が逮捕された。同月 27 日にはやはりカブールで、アフガニスタン警察がおよそ 300 人の群集めがけて発砲と放水を行った。この群集は議会議事堂に向けて行進、やはりコーランを燃やしたとのデマに応答しての抗議であった。少なくとも 12 人が負傷した。同じく 10 月の 27 日には 800 人から 1,000 人の学生たちがバルフ州で平和的なデモに結集、反アメリカ・反英国・反イスラエルのスローガンを唱えた。

12 月 8 日、州評議会の現職議員であり選挙で敗退したオーリヤ アムールの支持者およそ 50 人とアムール自身がバンジシルの州 IEC オフィスの前で非合法的な抗議活動を実施、投石し窓を壊した。ANP は、誰をも逮捕しなかった。

12 月 8 日、多数のメディアの報道したところでは、ラグマーン州の州都メータリアムの怒れる住民数百人が結集、ラグマーン州で同日アメリカ軍が女子供を含む市民 15 人を殺したと主張し、抗議を行った。デモ隊が州知事公邸の入り口に接近したため、ANA の兵士たちが空に向けて発砲、目撃者の見解では、この騒動で男性一人が死亡、子供一人が重傷を負った。また 12 月 9 日には 2,000 人の学生がナンガルハール大学で、ラグマーン州での空爆において市民が死亡した事件を非難した。同日、ジャララバドゥで 400 人以上の大学生が抗議活動を展開、幹線道路を封鎖した。同月 26 日には、やはりナンガルハール大学の学生ならびに職員数百人がナンガルハール州ジャララバドゥ市の主要幹線道路を封鎖した。クナル州ナンレン地区での多国籍部隊による軍事作戦により、10 人の市民が死亡したとされる嫌疑への抗議である。抗議隊は、政府役人が介入して市民への攻撃の熾烈化をやめさせよと要求、多国籍部隊に反対するスローガンを唱えた。

同月 27 日、およそ 300 人の部族長老たちならびにホギヤー二部族の人々が、ナンガルハールの州知事の公邸前に集まり、抗議活動を行った。最近発表された州評議会の決定に対する抗議である。当初の州評議会 (Provincial Council, PC) の選挙結果では、ホギヤー二州からの候補者も数人当選していたのだが、IEC が配布した最終的な PC メンバーのリストからは外されていた。デモ隊は、この排除に対し抗議していたのである。デモ参加者たちはさらに、ナンガルハールのシンワリ部族ならびにモーマンド部族との調停を行い、ジャララバドゥで今後数日以内に大規模な抗議活動数件を実施する計画も発表した。同市へのメインの入り口を封鎖する可能性をほのめかした。

12月31日には、NDSの局長代理アブドゥラー ラーグマニの9月2日の暗殺事件に関し、容疑者4人の逮捕を詳述するテレビならびに新聞などの報道を受け、100人以上の抗議者がメータリアムに結集、公正な裁きを要求した。このデモはあらゆる点で平和的なものであったものの、デモ参加者たちは容疑者4人を即時処刑することを要求していたと、伝えられている。地元の人々の推察では、このデモを組織したのはラーグマニの遺族だと言われている。メータリアム中心部で結集した後、デモ隊は南に向かい国道7号線と州道の交差点で抗議活動を続けた。この国道は、カブールとジャララバドゥを結ぶ道路である。

2008年3月の抗議活動、ならびに2008年5月の市民殺害事件に関して、新たな情報は入手していない。

結社の自由

政党に関する法律では、政党はMOJに登録しイスラムに乗っ取る目標実現に向けて行動することが義務付けられている。民族主義や言語、イスラム内の派閥、ないし（イスラム以外の）宗教を基盤とする政党は、認められていない。反政府の暴力活動のため、州評議会の候補たちや政党の政治活動には影響が出ており、アフガニスタンの多くの地区で十分な活動ができていない。

c. 信教の自由

憲法では、イスラムを「国家の宗教」と定めているが、イスラム教徒以外の国民にも、公共の治安や福祉に関する法の定める範囲内で各宗教の礼拝行為を行う自由が認められている。だが現実には、この権利が尊重されていない。さらに憲法では、「いかなる法も、イスラムの信仰と規定に反してはならない」と宣言している。刑法では、たとえば背教のように刑法や憲法に明示的な規定がないケースでは、イスラム法であるシャリーアに裁判所が従うことを許容している。SPSL（シーア派個人ステータス法）の中でも特に議論の対象となったフレーズに関しては、この夏に修正が行われたが、7月に施行されシーア派に適用されることになった。スンニー派ハナフィ法学派を基盤とする民法が、スンニー派ならびにSPSLの適用を受けない人々の家庭裁判では適用され、非イスラム教徒にも適用される。

宗教集団の認可や登録は要求されてはいないものの、政府は国内で出生の国民がすべてイスラム教徒であるものと想定している。現実にはイスラム教徒以外のものは嫌がらせを受け、社会的圧力から、信仰の実践を内密に行うよう求められる。イスラム法によれば、イスラムから他宗教への改宗は死刑に相当する場合がある。

2名のジャーナリスト、アーメドゥー グース ザルマイとムラー カリ ムシュタークが2008年に20年間の懲役判決を受けたが、この問題については進展はない。二人はコーランをダリー語に翻訳し出版したのだが、その中に誤りがあり、しかもアラビア語原文を併記していなかった。法律では、コーランの翻訳にはアラビア語原文を併記することを義務付けている。

社会的圧力から、キリスト教徒は地下で活動しており、公の活動ができず、自分の正体を明かすこともできない。2009年、キリスト教徒に対する嫌がらせや脅迫の報告が、散発的にあった。国内にキリスト教会であることが知られている教会が1箇所ある。キリスト教を實踐したい市民は、私的な場所でそうしている。だが、「アフガン テレビジョン」というキリスト教テレビ番組が毎週衛星放送により国内で放送されており、キリスト教ラジオ局もいくつか放送を行っている。

公立学校のカリキュラムは今もイスラミ的な内容を含んでおり、これは憲法の第45条に基づく。非イスラミ教徒にイスラミ教の学習が義務付けられてはおらず、親による宗教教育については制限はない。教育省はガズニー、ジャララバドゥ、ヘルマンドに、ヒンズー教徒ならびにシーク教徒のための特殊小学校を開設している。

イスラミの信仰に反する布教勧誘行為は、法律により禁じられている。また背教や冒瀆は、シャリーアに基づき、当局が死刑に処す場合がある。外国人が（イスラミ以外の）布教活動を行った場合、逮捕されており、強制送還されたケースもある。

2009年、反政府分子は引き続き政府寄りの宗教指導者への攻撃を続けており、これは政府を支持していること、ないしはテロ組織の活動がイスラミの教義に反していると述べたことを理由にしている。ニームロズ州（ニームルーズ州）で2008年3月にイスラミ聖職者に対する攻撃があったが、それについての新たな情報は得られていない。

社会的な嫌がらせや差別

シーア派の（ペルシャ語を使う）ハザラスという民族集団に対する社会的差別が、階級や民族、宗教の各面で今も続いている。国境では、ハザラス民族が通過しようとするすると賄賂を要求されることがあると、ハザラスの人々は報告している。パシュトゥン人は無料で通過しているのに、である。

シーク教徒やヒンズー教徒は信仰を公に実践することを許可されてはいるが、彼らもいまだに差別に直面していると報告している。その例としては、脅迫や政府の職につくに当たっての不平等、公の場所での言葉や物理的暴力などがある。カブールの政府役人たちはカルト エ パルワンにあるシーク教徒の街区をブルドーザーで破壊、新しい道路を建設した。これにより無数の家屋が被害を受けた。政府によると、家屋の所有者たちには賠償を行うとのことであるが、2009年末の時点でまだ実施されていない。グルドゥワラ（シーク教徒の礼拝所）の前にある新設道路は、この礼拝所の構造にダメージを与えている。11月には政府はこのグルドゥワラの協会となる壁をブルドーザーで破壊、歩道を設けた。この損害に対しても、賠償を払うと政府は言っている。だがやはり、2009年末の時点で何の賠償もなされていない。

非イスラミ教徒は、学校で差別を受けている。AIHRCには引き続き、シーク教徒やヒンズー教徒の生徒たちが一部の学校への入学を許可されない、また教師と生徒の両方から嫌が

らせを受け学校に行けなくなっている、といった報告が寄せられている。両教徒には、土地財産特殊裁判所（Special Land and Property Court）などの紛争調停機関に訴えることができるものの、現実には彼らのコミュニティは法による保護を実感できていない。シーク教徒やヒンズー教徒は、学校だけでなく地域の住民からも嫌がらせを受けていると報告している。

反ユダヤ的な行為の報告はない。アフガニスタンに居住していることが判明しているユダヤ系の人物は一人だけで、カブールに残っているシナゴークの管理人である。

詳しい情報は、2009 International Religious Freedom Report（2009年信教の自由に関する国際報告書）をご覧ください。www.state.gov/g/drl/rls/irf/にある。

d. 移動の自由、国内避難民、難民の保護、無国籍の人々

法律ではアフガニスタン国内での移動の自由、国外旅行の自由、移民する自由、アフガニスタンに帰国する自由を認めている。だが社会慣習のため、多くの女性の移動の自由は制限されており、男性の同意や付き添いがなければ移動できない。加えて、政府は治安の問題から市民の移動を制限している。アフガニスタンの一部では、移動の自由を制限している最大の要因が治安問題である。多くの場合、反政府勢力の暴力や強盗行為、地雷、IEDのために移動が極度に危険な行為になっている。特に夜間は、そうである。政府は UNHCR ならびに IOM、人道団体との協力により、国内で退去させられた人々や難民、アフガニスタンに帰国する難民、その他危険に晒される恐れがある人々の支援と保護に努めている。

タクシーやトラック、バスのドライバーたちの報告によれば、（政府の）治安部隊と武装反政府勢力の両方が非合法的なチェックポイントを運営しており、現金や品物を強要される。こうしたチェックポイントの数は夜間には増加し、特に国境のある各州では多い。住民たちからの情報によると、やはりチェックポイントや、ジャララバッドとパキスタンのあいだの国境にあるヒベル検問所などで、ANP や国境警備警察官たちに賄賂を渡さないと通してもらえない。タリバンは夜間外出禁止令を支配地域の住民に対して出しており、これは主にアフガニスタンの南東部である。

法律では強制退去を禁じており、実際に政府も一般的には強制退去という手段には訴えていない。

AIHRC ならびに UNHCR によれば、イランから強制送還された女たちについては、その家族が女性たちの安全を保証するまでは、安全な秘密のシェルターに送られる。UNHCR では、この3月から11月にかけて UNHCR は、アフガニスタン女性17人をこうした安全なシェルターに移した。

国内避難民（Internally Displaced Persons, IDP）

アフガニスタンでは今も国内の移動人口が多く、その要員には労働条件の不規則性や膨大

な人数の難民、農村部でのサービス関係インフラストラクチャーの劣悪さ、軍事作戦、一部地域での治安状況の不安定さなどがある。2009年、いくつかの州では大規模な洪水が発生、多くの世帯がホームレス状態になった。当局の推定では、2009年末の時点で国内に275,000人のIDPが存在し、そのうち2/3が食料も含めた援助に依存している。IDP人口の過半数は、南部に存在する。そのうち多数は、1995年の旱魃や2002年の治安問題と旱魃、さらに2003年から2004年にかけて発生した土地や不動産に関する民族間紛争や人権侵害で本来住んでいた場所を逃れた、100万人以上のIDPの一部である。こうした人々は主に南部のキャンプのような住居に暮らしているが、カブールやヘラート、ジャララバドゥといった主要都市近郊には政府が組織した臨時の定住地が構築されている。

当局の推定では、2009年におよそ62,000人が新たに国内で退去を余儀なくされており、そのうち45,000人程度は本来居住していた土地での治安問題や軍事衝突に伴う暴力によるものである。さらにおよそ6,600人が新たに旱魃の影響を受けている。また約9,900人が部族間・民族間・土地の紛争による影響を被っている。地方政府は、紛争の被害を受けたIDPに対しては、住居支援や場合により食糧援助を行っている。こうした援助を担当しているのは州の緊急事態委員会で、これは農村部再生開発省 (Ministry of Rural Rehabilitation and Development)、アフガニスタン赤新月社、UNHCR、IOM、UNAMA、ならびにUNICEFで構成されている。UNAMAの報告によれば、治安の悪さのため現地への到達が困難であり、退去させられた人数も正確には把握できず、支援も行いにくい。

4月17日、二度にわたる地震がナンガルハール州で発生、22人が死亡し59人が負傷、650世帯が住居を失った。地方政府やアフガン国家災害管理局 (Afghan National Disaster Management Authority)、公衆衛生省、ならびに国連が緊急援助を行っている。

帰国者やその他の移住者は深刻な健康問題に直面しており、それにはHIV感染や薬物依存も含まれる。キャンプにおけるHIV感染のケースが、この5年間で5倍に急増している。HIV蔓延の一因として、注射器による薬物使用の増大があり、ことに15歳から25歳の年齢層で顕著である。アフガニスタン人口の中では、この年齢層が最大グループである。同時にこの年齢層に薬物使用者が最も多く、アフガニスタンへの帰国者たちの中で以前の居住地に戻っていない人々が最も多いのも、この層である。

難民の保護

アフガニスタンは1951年の難民の地位に関する条約ならびに1967年の同議定書に加盟している。だが難民資格や亡命に関する法律は存在しない。政府は難民の保護のためのシステムを構築していない。

10月におよそ500世帯のパキスタン国民がクナルに避難した。パキスタンとアフガニスタンの国境地域での軍事活動の激化によるものである。現地の住民たちが避難民の大半に対しシェルターを提供した。政府は、難民が無料で提供できるサービスを実施しなかった。

難民たちは、資金があれば、初等教育やその他の公的サービスを利用できる。

現実には政府は、民族や宗教、国籍、特定集団への加盟、あるいは政治的見解のために生命や自由が脅かされている人々がアフガニスタンに避難してきた場合には、彼らが強制送還や排除を受けることがないように、保護は行っている。

アフガニスタンは今も帰国した難民へのサービスを続けているが、帰国者に対応する政府の能力は乏しい。これはしばしば、紛争という状況によるものである。反乱やそれに関連する治安問題、そして経済的問題から、多数のアフガニスタンからの難民たちは帰国を望んでいない。多数の難民は、帰国時に人道的支援を必要としている。UNHCR の定めるところでは、こうした帰国難民によく見られる脆弱さの問題として、未成年者に同伴する聖人の家族がいない、薬物依存、精神病、重篤な身体の病気がある。

アフガニスタン政府、パキスタン政府、そして UNHCR のあいだで締結されている三者合意により、本国への帰還は難民本人の意志に基づいて行わねばならない。2009 年、記録されている難民で UNHCR の支援のもとパキスタンからアフガニスタンに自らの意志で帰国した人々は、48,320 人にのぼる。これは、2008 年の 274,200 人から大幅な増加である。

8 月、UNHCR はパキスタンからの現地市民の送還を一時的に停止した。これは、パキスタンの難民対応をしている地域ならびに治安情勢の悪化によるものである。パキスタンは 12 月 31 日までに国内のすべての難民を送還するという期限を一方向的に定めていたが、これを破棄した。だがパキスタン政府は、2012 年末まで登録済みのアフガニスタン難民のパキスタン国内滞在を許可するとの取り組みをしていたが、2009 年末の時点ではまだ正式な決定とはなっていない。パキスタンにある 4 箇所の難民キャンプのうち 3 箇所は 2009 年中に廃止される予定であったが、現実にはまだ存続している。パキスタンにいる登録難民の人口は推定で 170 万人で、その他に未登録の 180,000 人が難民四角の対象となるものと見られている。さらに 230,000 人が難民資格の対象であったものの、登録をしようとしていないと推定されている。

またアフガニスタンからイランへの難民は、その大半がパシュトゥン人以外の民族であるが、彼らあの現状はパキスタンに逃れた難民の状況とは対照的である。イランでは、難民キャンプに定住しているアフガニスタン難民は 2.5%に満たない。過半数は、都市部に居住している。2009 年、登録難民 5,801 人が UNHCR の支援によりイランからアフガニスタンに帰国し、2008 年には 3,656 人であった。UNHCR の推定では、およそ 900,000 人の登録難民がイランにおり、そのうち 43%がハザラス民族である。世界難民報告書 (World Refugee Survey) によれば、アフガニスタンからのみ登録難民 100 万人以上が、イラン国内に居住している。

イランは今も登録されていない経済移民の強制送還を続けている。イランへの移住はそのほとんどが一時的で周期的なものである。400,000 人以上の成人男子が平均で 3 年半、イラ

ンに単身で居住する。国連によると、イランからアフガニスタンへの送金額は合計で年間、250億アフガニ（5億米国ドル）を超えている。10月15日から11月22日にかけて、イランは未登録のアフガニスタン難民17,894人を本国に送還した。ヘラート州のイスラムカラ国境検問所とニームロズ州（ニームルーズ州）のザランジ検問所を經由して、である。この送還の対象者の96%が、独身の男性であった。その多くは、何度もイランと行き来を繰り返している。2009年、イランが送還した人数は292,229人で、前年には356,027人であった。2009年、1日当たり送還されたアフガニスタン国民は平均で896人で、前年の平均値は1,089人であった。

IOMでは「イラン政府との理解事項の覚書」（Memorandum of Understanding with the Government of Iran）の更新に努めており、これによると大量の送還を行う際には予め通知が必要とされている。これは、ヘラートなど送還先となる都市の急激な人口過剰を防止するためである。情報筋によると、一時就労ビザの取得には40,000アフガニ（800米国ドル）を要するのに対し、密入国業者を使えば25,000アフガニ（500米国ドル）で済み、密入国をした方が廉価である。同じシーア派であっても、アフガニスタン人たちはイランでは民族的差別を受け、非熟練の肉体労働に追いやられる。さらにイラクのシーア派の反政府武装集団であるマーディアーミーが、若い男性を高価で徴兵しているとの情報もある。

第3部 政治的権利の尊重：政府を変革する、市民の権利

憲法では、市民が平和的手段で政府を変革する権利を認めており、また市民も8月の大統領・州評議会選挙でこの権利を行使した。

選挙と政党

2009年、およそ500万人の市民が大統領・州評議会選挙で投票した。またこれは、アフガニスタン史上初の対立候補のいる大統領選挙であった。ハミドゥ カルザイが、当選者として宣言された。この選挙は、多大な治安や地理・調達面での問題を抱えながら実施された。その例として、反政府勢力は長期にわたり投票を行わないよう市民を脅迫した。それにもかかわらず、前回よりも投票所の数も増え、メディア報道や国民の討論においては各種の政治的見解が話し合われ、選挙は憲法に則った手順で実施された。

現職のハミドゥ カルザイ大統領とその主要対立候補アブドゥラー アブドゥラーはともに、正式な開票結果の発表に先立ち勝利宣言を出していた。全土で3,300箇所の投票所を巻き込んだ監査と再集計が実施され、その結果、選挙苦情委員会（Electoral Complaints Commission, ECC）は8月の最初の投票のうちおよそ100万票を無効とした。このため現職のカルザイ大統領が総有効投票数の48.3%を獲得した。憲法で規定されている過半数に、わずかに届かない数値である。選挙委員会は11月7日に、決選投票を計画した。だが11月1日、アブドゥラーが選挙から撤退、8月の投票で蔓延していたと報じられる不正行為の再発防止策を求めた。選挙委員会はカルザイ大統領を勝者と宣言した。

国際的なオブザーバーや市民団体は、多数の不正行為を記録している。その例としては、票の水増し、架空の投票所、IEC 職員による干渉などがある。治安情勢の悪い地域では特に不正行為が特に目立ち、また選挙管理スタッフや選挙オブザーバーには女性が極めて不足していた。治安対策も多くの箇所ですら不十分であり、不測の事態が多数発生した。その例として、投票民や候補者に対する脅迫が蔓延しており、特に女性は標的にされた。8月20日から10月25日にかけて、ECCは選挙関連の不測事態に関する苦情およそ2,800件を受理した。そのうち850件は、大統領選挙の結果に影響を及ぼしかねない事態に関するものであった。別の650件は、州評議会選挙に影響するものであった。初期調査を実施したうえで、ECCは9月8日に全国を対象とした監査と再集計を命じた。ECCとIECの合意により採択した抽出法により、IECは全国から300箇所の投票所を抽出、監査を実施したところ、58%から96%の投票が無効であることが判明した。また大統領選に関する苦情を分析したところ、ECCは3,400箇所の投票所における開票結果を無効とし、その他に1,900の投票所では不正行為があったことを示す明確な証拠を見つけた。ECCによれば、最終的な投票率は推定の域を出ないものの、総投票数450万票のうち約120万票が無効とされた。

大統領候補としては2名の女性が立候補し、副大統領候補には7人が出馬した。また州評議会選挙では史上最大の124議席が女性議員のために割り当てられていたが、328人の候補がそれを争った。一部の州では空議席が女性に割り当てられた。これは、それらの州では女性候補が不足していたためである。

UNIFEMによれば、新規に登録された投票者450万人のうち、およそ38%が女性であった。ただし投票者リストがないため、このパーセンテージは確認不能であるが、女性の投票登録者数の不足と過剰の両方が、報告されている。登録役所に向かう途上の治安が悪いこと、登録所に女性職員が不足していることなどが、登録者不足の原因である。逆に一部の州では、各地のIEC役人が「登録者本人が出頭すること」という要件を無視、家族の男性が登録すれば、その女性には不在のまま投票者IDカードを発行した。13の州でこの行為が広く行われ、女性の登録率が平均を上回っていた。男性と女性は投票所が分けられていたものの、選挙管理スタッフに女性が不足していたため、女性の投票にとっては障害となった。一部の投票所では、女性スタッフの不足から、投票に立ってきた女性たちが帰宅させられるという事態さえ起きた。2004年と2005年と同様、男性が女性に代わり投票するという事態も多数発生した証拠がある。

さらに反省勢力は選挙関連役人や一般市民を対象に妨害行為を行い、国政選挙を中断させようとした。反政府勢力は市民31人を殺害し、そのうち11人がIECの役人であった。また負傷者は50人にのぼる。そうした被害を招いたのは、IEDの爆発や小型兵器の戦闘、ロケット弾や迫撃砲による攻撃で、少なくとも135件が投票日に発生した。なお国連の情報によれば、こうした襲撃事件は300件発生している。「夜の書簡」(脅迫状)ならびに直接

的な脅迫も全国で報告されており、投票用のインクで印をつけた「指を切り落とすぞ」との脅迫すらあった。投票所に指定された学校の一部にも、脅迫状が届いた。国連人道援助調整事務所の統合地域情報ネットワーク（IRIN）によれば、投票日にタリバンの反政府分子が少なくとも 26 の学校を襲撃、いずれも投票所として使用されていたものである。またこうした勢力は投票日前夜にパクティヤー州にある学校を襲撃、さらに同じ州のゾルマトゥ地区にある中等学校をも襲撃した。投票所として使用される学校であったためだ。やはりパクティヤー州では反政府勢力が、投票所として機能するマドラッサ（イスラムの神学校）めがけてロケット弾を発射した。加えて、反政府勢力は投票所として使用中のある学校に対しても、ミサイル 2 発を発射した。死亡者は出ていない。

MOJ では、登録認可された政党として 84 の党を認識している。政党すべてが、アフガニスタン全土で政治活動を行えるとは限らない。特に、反政府勢力による暴力活動が激しく治安全般が劣悪な地域では、活動が困難である。

公的活動に積極的な女性たちは、他の市民と比べ不当に強い脅迫や暴行に晒された。国家議会および州評議会の女性議員多くは、殺すぞとの脅迫を受けたと述べている。さらに女性はタリバンその他の反政府勢力からの攻撃対象にもされた。脅迫を受けた女性は、脅迫者たちを避けるため国中を移動することも多い。UNIFEM によれば、ある女性候補者のカブール事務所は荒らされた上に汚された。タハール州のある女性候補者は「夜の書簡」だけでなく複数の殺害脅迫を受け取った。殺害の対象とされたのは、彼女自身ならびに彼女の子供たちである。彼女の事務所も荒らされた。またジャララバッド州では、武装した男たちが州評議会候補の自宅を襲撃した。ヒューマン ライツ ウォッチの報告書によれば、公務の職にある女性の比率は、2006 年の 31% をピークに 21.4% にまで減少している。女性議員の大半は、何らかの脅迫や脅しを受けたことがあるとの報告もある。しかもそのほとんどは、国家政府には彼女たちを守る能力も意志もないと考えている。一部の女性議員たちの述べたところでは、治安状態が改善しない限り、2010 年に予定されている議会選挙には出馬できない、とのことである。

8 月 4 日、女性活動家たちが「女性 500 万人キャンペーン」を立ち上げた。これは女性の政治参加を支援するもので、女性の立候補を促すとともに 2009 年、2010 年の選挙での女性の投票を励ますものである。

2005 年、アフガニスタンの投票民は 国家議会の下院であるウォレシ ジルガの議席 249 を選んだが、その選挙の信頼性は市民の過半数が妥当であったとしている。また上院のメシユラノ ジルガの議員は、大統領ならびに州評議会が選出する。

法の定めにより、ウォレシ ジルガの議席 249 のうち 30% は女性議員用であり、68 人の議員は女性であった。だが UNIFEM は、この割り当てが最小限度ではなく最大限度と誤解されている嫌いがあると、懸念を表明している。メシユラノ ジルガの女性議員は、23 人であ

った。閣僚には、女性は1名である。また最高裁判所の審議会には、女性が見当たらない。女性の裁判官は、全国で203人である。

少数派民族の政治参加を禁止する法律は、存在しない。だが各種の少数民族グループからは、彼らが少数民族として居住している州において地方政府の職に就けないとの苦情がある。法律ではウォレシ ジルガにクチという遊牧民の議席10を設けることと定められている。議員の中にはこの規定に反対しているものもあり、憲法の下ではすべてのグループが平等に扱われるべきだと主張している。

第4部 役人の汚職と政府の透明性

法律では、役人の汚職行為に対しては刑事罰を定めている。だが政府はこの法律を効果的に執行しているとは限らず、役人が汚職を働いても刑事免責される場合が少なくない。

汚職は、アフガニスタン全体に蔓延している。例として、ANPの人権担当ディレクターからの情報によれば、ヘルマンドでは昇進や仕事の地位の維持、その他の報酬が得られるか否かが、財を渡さないしは縁故優先で決定されることがよくある。囚人たちや現地NGO諸団体からの報告では、司法システム全般に汚職が蔓延しており、特に刑事事件の起訴や衆人の釈放の「買い取り」に関連した汚職が目立つ。州警察も警察のチェックポイントや麻薬業界から賄賂を巻き上げ、財的な利益をあげている。

政治的な説明責任が問われることがないため、また賃金全般が低いため、政府の汚職は悪化の一方である。国際社会は国家ならびに州の統治組織と協力し、低賃金という問題に対応している。警察の指導教官たちも、州および地区レベルでの警察ならびに司法役人の汚職問題に対応している。

政府は、保安機構における汚職撲滅に努めている。4月18日、司法長官事務所は汚職撲滅ユニットを設立した。8月20日の選挙に先立ち、MOIは100人以上の監査官（Inspector General, IG）を訓練し、州に配備した。この監査官たちの役割は当初、警察に対する選挙がらみの苦情を調査することであったが、選挙後も定常的なIG役人として職務を続行している。MOIは汚職行為の容疑で高官12人とその他14人を免職処分にした。功績主義の昇進体制が2009年には機能を始め、1つの職位につき少なくとも3人の候補者が争うようになっている。また警察官の賃金制度の改革ならびに電子式の給与振込みに向けた努力は、今も継続中である。今もMOIでは、IGの職務のトレーニングを継続している。

6月21日、MOIは3月に承認された17条のアクションプランに基づき、汚職撲滅プログラムを発足した。このプログラムは指導と諸策の両面を含めたもので、汚職や権力乱用の事例について、そのメカニズムを追跡調査し報告する。さらに、業績主義の昇進と所有資産申告システムを支援するものである。

2008年現在、政府は警察官と軍人の給与を電信振込みとしている。彼らの給与の透明性を

高め、説明責任のあるプロセスとすることで、汚職の影響力を削減するためである。

また州知事のなかには麻薬密売への関与が報じられている者や過去に人権侵害の記録がある者もあり、そうした知事が大統領によって任命され、ある程度の刑事免責の下で知事職についているのでは、との疑念をオブザーバーたちは抱いている。

憲法では、他者の権利の侵害を招かない限り、市民が政府の情報を入手する権利を認めている。実際に多くの場合、政府はこうした情報入手を認めているものの、地方政府レベルの役人のなかには情報開示に非協力的な者たちもいる。また政府の処理能力が限られていることも、こうした情報開示を制限している。

第 5 部 人権侵害に対する国際的調査ならびに非政府組織による調査に対する、政府の姿勢

各種の国内・国際的な人権グループが、政府からの制約を受けずに活動をし、調査を実施し人権に関して発見した事実を公表している。地元の人権 NGO 数百団体が独立に活動しており、女性の権利、メディアの自由、障がい者の権利などに特化したグループも含まれている。政府役人は全体としては、こうした団体に協力的で団体の意見にも反応している。またアフガニスタン政府は、国際的な諸国政府の組織とも協力しており、国内の視察をも認めている。

だが一部地域では、治安の悪さと情勢不安から、NGO の活動が大幅に制約されている。反政府グループやタリバンは、2009 年も NGO 諸団体を直接の攻撃標的にした。

憲法がその活動を義務付けている AIHRC は 2009 年も人権問題への対応を続けており、政府からの資金提供や干渉なしに活動を続けている。AIHRC は重要な人権問題に社会の関心を集めるという点では効果を発揮しており、多様な話題に関して多数の報告を発表している。

カルザイ大統領は 2006 年、「平和と正義と和解のためのアクション プラン」に署名している。だが、政府は移行期間の正義の実現のために、積極的な役割を何も演じていない。

ウォレシ ジルガには、人権問題を扱う議会委員会が 3 つある。ジェンダー、市民社会、人権委員会、麻薬対策、中毒性物質、倫理上虐待の委員会、そして司法、行政改革、汚職撲滅委員会である。メシュラノ ジルガにはジェンダーと市民社会委員会が人権問題を扱っている。2009 年、こうした委員会は法案をいくつか審査し、議会に提出された。また、大統領から任命された人材数人について、確認のための公聴会を実施した。

第 6 章 差別、社会的虐待、人身売買

憲法では市民のあいだでの差別を禁止しており、男女に同じ権利を定めている。だがアフ

ガニスタンの多くの地域では、地元の慣習や習俗で女性が差別されている現状が広く残っている。憲法も、民族間、障がい者、言語間、社会的地位のあいだでの同権に関しては、明示的には触れていない。民族や人種、宗教、性別による差別の報告が存在する。

女性

7月19日、カルザイ大統領はSPSLという家族や結婚に関する問題の民法に署名した。この法律は、国内人口の20%を占めるシーア派にのみ適用される。一部のシーア派グループは、少数派であるシーア派を公式に認めたものとして、この法を歓迎した。だがこの法律は、国内・国際の両面で議論の種になった。それは、同法が男女間の平等を推進するものではないためである。同法の各条項の中で、特に問題とされているのは、結婚のための最低年齢、一夫多妻制、相続権、自己決定権、移動の自由、性的な義務、後見人に関するものである。

7月19日、カルザイ大統領は女性に対する暴力根絶法（Elimination of Violence Against Women, EVAW）に署名した。これは、強姦や殴打、法廷年齢未満での結婚や強制結婚、「バードゥ」（債務返済や紛争調停のために、親族の女性を他の家族に差し出すこと）、屈辱、脅迫、食事を与えないことを、女性への暴力として犯罪とする法律である。罰則としては、6ヶ月未満の服役から死刑までがある。犠牲者には虐待者を告訴し、安全のためのシェルターを求め、医療と法務の支援を受ける権利が認められた。だがこの法律も、どの程度執行されるのかに懸念がもたれており、女性の権利実現に向けての小さな前進に過ぎないと見られている。

EVAWの第17条では、特に強姦罪に対し終身刑を定めている。さらに強姦の結果、被害者が死亡した場合には、犯罪者は死刑に処される。またこの法では、「女性の貞操を犯す行為で…姦通には至らない行為（たとえば、触ることなど）」に対しては、7年以内の投獄をもって処罰するとしている。強姦のなかには、配偶者による強姦は含まれていない。アフガニスタン各地の状況の中で解釈し各部族の慣習を取り入れたシャリーア（イスラム法）が、成文化されていないものの、強姦の起訴を成功させる上での障害となってきた。コーランでは強姦に対する処罰を具体的に定めておらず、しかもシャリーアの解釈のうち1つの種類にしたがって、各地の部族指導者や宗教指導者が強姦を姦通の1形態と見なす場合がある。間津に対する処罰は、石内による死刑あるいは100回の鞭打ちである。実際には、2009年中にこうした事態があったとの報告はないが。シャリーアの解釈によっては、強姦を告訴したい女性は、その強姦行為が強制的になされたことを証明するために、4人の証人を得ることが要求される。告訴された男性は、犠牲者が性行為に合意したと主張することがよくある。そのため、被害者にも姦通罪の訴えがなされることになってしまう。MOIでは2009年にアフガニスタン国内で発生したものとして30件の強姦のケースを報告しており、AIHRCの報告では1月から9月の期間中に44件とされている。実際の件数は、いずれよりもずっと多いものと見られる。またMOIの報告では、強姦事件に関連して52件の逮捕

があった。有罪判決に関する統計データは、入手できなかった。強姦は社会的な汚点と見なされることが多いため、記録に現れにくい。男性の被害者も、それを公にすることはほとんどない。友人による性的虐待は、広く発生しているものと見られる。UNAMA は 2 件の強姦事件を記録しており、そこでは犠牲者がそれぞれ 3 歳と 4 歳であった。加害者は、それぞれ 14 歳と 20 歳であった。女性の被害者には社会からの過酷な冷遇が待ち構えており、結婚を断念させられる、投獄されるなどの仕打ちがありえる。NGO 諸団体によれば、刑務所で服役中の女性に対する当局職員による強姦は、頻繁に行われている。

刑法では暴力行為を処罰することを定めており、裁判所も家庭内の虐待に対してその規定に則る判決を下している。だが NGO 団体からの報告によれば、何十万人もの女性が今も自分の夫や父親、兄弟、武装した個人、異なる法体系、さらには警察や司法システムといった国家機関による虐待を受けている。UNAMA の報告では、社会で活動している女性に対する暴力行為は、わずかに減少した。1 月から 9 月までの期間に合計で 1,708 件が報告されており、2008 年の同期間の 2,322 件からは少し減少している。だがこうした件数は、実際に発生した事件の氷山の一角しか示していないと見られる。ヒューマン ライツ ウォッチの報告によると、女性の 87.2% が生涯に少なくとも一度は物理的、性的、あるいは心理的な暴力や強制結婚を体験しているという。社会には、女性に対する暴力を容認し実行に至らせている要素が多数ある。女性への暴力や殺害においては、家族が容疑者となるケースが多い。暴力、特に性的暴力の犠牲者であると告げる女性は、広く見られる。家庭内暴力に対する警察の対応は限られており、それはそもそも暴力犯罪自体が通報されていなかったり、加害者に対して同情的な態度が見られたり、犠牲者に対する保護措置が不十分であったりという理由によるもので、犯罪の重大性に見合う措置が取られていない。

2 つの NGO 団体がカブールで女性用のシェルターを運営しているが、警察からの紹介が増加しているという。この紹介件数の増加は、ANP の訓練や啓発努力の強化の結果であろう。当局が虐待者を起訴することは珍しく、女性に対する暴力行為や強姦、殺害、あるいは自殺の訴えがあっても、必ずしも捜査がなされるとは限らない。事件が裁判所に持ち込まれても、被告人は無罪とされたり軽い処罰で済まされることがよくある。NGO 諸団体の確認したところでは、ほとんどの家庭で家庭内暴力は発生しているのだが、社会がそれを容認してしまっているため、その大半が公にされていない。家庭内暴力の大半は、女性や子供への殴打である。場合によっては、男性が焼身自殺に見せかけて妻を焼き殺した例さえある。

2009 年中に家庭内暴力が起訴され有罪判決が下った例は、ヘラートでは 27 件あった。MOJ によると、ゴール、バードギース、ファラーの各州には家庭内暴力を起訴した者がいない。刑法では、家庭内暴力と殴打や傷害の区別がされていない。大半の州では、1 年間に家庭内暴力が起訴された実例としては、1 件か 2 件が報じられているのみである。(家庭内暴力にさらされるという) 状況から逃れる術がないと判断した女性は、(焼身) 自殺に訴える場合

すらある。2009年の1月から9月までの期間に、AIHRCは86件の自殺を報じており、前年には72件であった。他の各団体は、この2年間で自殺が増大したとしている。ヘラート地区病院の火傷科は、ゴールやファラーからの患者にも対応しているが、1四半期あたり8から10件の焼身自殺のケースに対応しているという。その95%は、女性である。

アフガニスタン全体では女性用シェルターが11箇所があり、その一部はMOWAが、他の一部はNGO諸団体が運営している。MOWAならびに他の政府機関では女性たちをセンターに紹介しており、そこでは家庭内の暴力から避難してきた女性たちや家庭内の抗争に伴い法的支援を必要としている女性たちが、保護や宿泊施設、食事、トレーニング、ヘルスケアを受けられる。MOWAの報告によると、毎月家庭内暴力の被害者が2~3人新たに加わるという。だが、こうした専門化したシェルターのスペースには限界がある。シェルターを必要とする女性たちのなかで、カブールでシェルターを見つけられなかった者たちは、結局刑務所に入ることもよくある。

国連人権高等弁務官（UNHCHR）の報告によると、「連れのない」女性は社会で受け入れられず、そのため（家庭から脱走した後）家族に戻れない女性には、行くところがない。シェルターに入った女性たちはこのため、長期的にどう生きていけばよいのかという大きな問題を抱えることになる。これに輪をかけるのがシェルターに対する社会の態度で、これには「家庭から脱走する」ことを社会規範からの深刻な逸脱と捉える認識が関連している。身の安全のためのシェルターを「不道徳な女たちをかくまう場所」と見る誤解が根強く、そのためこうしたシェルターはひそかに運営され、セキュリティ面で問題が生じることになる。シェルターに頼る代わりに、家庭での暴力を逃れようとした少女たちがときに年上の男性と「結婚」や「婚約」をして、安全を得る場合も報じられている。オブザーバーたちの見方では、司法部門の役人全般が、こうしたやり方を奨励し、容認しているという。

家庭内暴力の犠牲者を助けるよう訓練されている女性警官たちからは、警官が犠牲者にアプローチするのではなく、犠牲者が警察署に来るのを待て、と教えられているとの苦情が寄せられている。このため彼女たちの職務は大いに妨害されている。社会では、家庭内暴力を警察などに通報することは容認されておらず、多数の女性たちが一人では警察署まで移動できない。UNAMAでは、警察の指導層が女性警官に署外での捜査のための機材や乗り物を与えていないと報じている。42箇所にある家庭内問題対応ユニット（Family Response Unit、カブールに29、マザールに7、クンドゥズに4、パーミヤンに2、ジャララバッドウに3箇所が新設）には基本的に女性警官が常駐しており、女性や子供、家族に対する暴力や犯罪を担当する警官たちである。MOIで民間ならびにANPの職務についている897人の女性たち（94人の警官と225人の巡査を含む）が、欠いていない暴力の再発を防ぐための仲裁活動やリソース提供に当たっている。

女性に対する人権侵害は今も蔓延しており、女性たちには法における女性の権利の教育も

なされていない。農村部や村落では、差別が特に激しい。

女性には教育機会が認められず、雇用の幅も限られ、治安での脅威も続いているため、多数の女性が状況を改善しようと努めても、阻まれてしまう。都市部の女性たちは社会生活や教育、ヘルスケア、雇用を求めてかなりの進歩を遂げてはいるのであるが、UNAMAによれば、社会で公に働く女性たちに対する暴力行為が増大している。4月12日、カンダハルの地方議員で人権擁護のために声を挙げていたシターラ アチャクザイという女性が殺害された。タリバンが犯行声明を出しているが、彼女の側近の人たちはこの殺害が実は反政府勢力によるものではなく、他の人々あるいは警察関係者の提唱したことではないかと疑っている。アチャクザイは殺害される前、何週間にもわたって脅迫を受けており、政府役人にその危険について知らせていた。2009年末の時点で、この殺害に関しては誰も逮捕されていない。

女性に対する社会的差別は続いており、家庭内暴力や強姦、強制結婚、強制売春、紛争の調停のための女の子の「進呈」、誘拐、名誉殺人などが行われている。また（女性にも）自由に移動する権利が憲法では認められているものの、多くの女性は男性親族の付き添いが必要であれば外出を禁じられる。こうした文化的な禁止事項のため、多数の女性たちが家庭の外で就労できず、教育やヘルスケア、警察の保護、その他の社会的サービスを受けることもできない。

9月、ウルーズガーン州である男性が自分の16歳の妻に重傷を負わせた。妻の耳と鼻を切り落とした。これは、何年もの家庭内暴力の末に彼女が脱走を試み、家族に恥をかかせたとの理由から、とされている。この妻はアメリカ軍の部隊に救出されたのだが、この女性は山の中に遺棄されていた。

アリアーナ テレビは2009年1月から11月までの期間に、ニームルーズ州での39件の女性への暴力行為を報道している。バグラーン州の女性問題省の報告は、同じ期間に74件の女性への暴力を報告している。2008年には67件であった。そのうち6件は殺害、3件は自殺、10件が逃走、10件が食事を与えない、8件が強制結婚、7件が婚約の破棄、その他が身体的な虐待である。バグラーン州の控訴裁判所所長の報じるところによれば、女性型の女性に暴行を加えたケースも1件あった。親戚による暴力も、広範に報じられている。11月4日にラグマーンにおいて、ある16歳の女性の義母が彼女にガソリンをかけたとの報告がある。娘の衣服に、料理用コンロの火が引火した。娘のあごから腰にかけて第1度から第3度の火傷が生じ、アメリカ軍がそれを治療するとともに、この家族に経済的援助を与えた。

警察や検察、裁判官も、暴力や強制結婚に関する刑事裁判および民事裁判においては女性に対して差別的であるが、女性の弁護士が増えており、刑事裁判でも民事裁判でも女性の依頼者を適切に弁護している。

ヒューマン ライツ ウォッチならびに UNIFEM によれば、結婚の70%以上が強制結婚であ

り、さらに花嫁の過半数は、法律が禁じているにもかかわらず、女性の合法的結婚年齢である 16 歳に達していない。こうした慣習は各種の民族・宗教・部族・経済特性にまたがって、社会でひろく行われている。AIHRC では 2009 年 1 月から 9 月の期間に、「バアード」として債務返済や紛争調停のために女性が他の家族に差し出されたケースを、28 件記録している。だが報じられていない「バアード」の数は、これよりもはるかに大きいものと見られる。IRIN によれば、アヘン農家がアヘンを収穫できない場合や、借金を返済できない場合に、麻薬の密売者たちが花嫁をよこせと要求する場合がよくある。また「バダール」と呼ばれる習慣では、兄妹あるいは姉弟が他の家庭の姉弟あるいは兄妹と結婚する。これは、結婚に伴う支払いを避けるためである。

親が定めた結婚相手との結婚を娘が拒否した場合、あるいは娘に姦通や重婚の嫌疑がもたれる場合、その家族の要請により地方役人たちがその娘を投獄する場合も少なくない。さらに、夫が妻を見捨てて逃走し、戻ってくるまでに妻が再婚していた場合には、前夫がその女性を重婚で告訴する場合もある。また女性の家族が犯罪を起こし、逮捕できない場合には、女性が地方役人により投獄されるケースもある。家庭内暴力や強制結婚を逃れるために脱走し、拘留施設で暮らしている女性もいる。ポル エ チャーヒ刑務所には、暴力的な強制結婚を逃れた 17 歳から 21 歳までの女性数人が、拘留されたままである。

アフガニスタンでは女性の初婚年齢が低く、20 代や 30 代で夫を失うケースもある。未亡人は義父などの所有物と考えられているため、義理の兄弟に強制結婚させられる場合もある。その義兄弟にすでに妻がいても、この可能性がある。他界した夫が残した財産は、すべて彼の親や兄弟姉妹のものとなる。

AIHRC が記録している範囲では、2009 年に発生した名誉殺人は 51 件であった。だが、報告されていない名誉殺人は、これをはるかに上回るものと見られる。

売買春は非合法とされているものの、現実には行われている。多数のオブザーバーたちは「一時的結婚」という慣行を、売買春の一形態と見なしている。一時的結婚の期間は 1 日から数か月であり、結婚持参金がともなう。

性的嫌がらせを禁じる具体的な法律は、存在していない。

カップルがどれくらいの間隔で、いつ・何人の子供を育てるかは、カップルが自分たちで決定することができ、政府からの圧力がかかったり、関連して政府からの暴力や差別が加えられることはない。だが家族や地域からの子供を生めという圧力が強く、さらに児童が結婚させられる例も蔓延している。しかも出産などに関する生理的な知識も不足しているため、適切な家族計画への支障になっている。経口避妊薬や子宮内避妊器具、注射式避妊薬、コンドームは販売されており州の病院でも入手できる。ヘルスケアを利用できる場合には、性感染症については男女の差別なく診断と治療が受けられ、これには HIV も含む。NGO 諸団体の報告によれば、性感染症が蔓延しており、しかもその診断さえ行われていな

い。これは、アフガニスタンの大半の国民は各種の健康問題を抱えていても、治療を受けられないためである。

虐待を通報した女性やその他の問題で法的救済を求めた女性たちからは、司法システムで女性が広く差別を被っているとの報告がある。現地の慣行が女性に対し不平等であり、さらに一部地域では裁判所が機能していないか、法律の知識があまりに乏しいため、長老たちは部族慣行とシャリーアの解釈とによって裁定を下しており、これらは概して女性差別的である。部族のシューラ（調停集会）では正しい裁定が得にくいと大半の女性たちは述べており、これはシューラで裁きを下す長老たちがすべて男性であるためである。一部の村落では、女性たちには紛争調停のための手段がまったく認められていない。女性権利団体の報告によると、政府は非公式に地方裁判所に介入しており、女性にとって有利になるような法解釈をせよと勧めているようである。

MOWA ならびに NGO 諸団体では引き続き、女性の権利と自由の推進に努めている。UNIFEM によれば、政府職員の 26%は女性である。女性のニーズに対応する政府省庁の代表的な存在である MOWA は各省に職員を配置しているが、処理能力やリソースの不足に苦しんでいる。州の MOWA 事務所では何百人もの女性に法務や家庭問題のカウンセリングを実施、さらに MOWA が直接支援できない女性については適切な組織に紹介している。

女性と子供は、予防できる病気による死亡の犠牲者となる可能性が圧倒的に高い。年間に結核で死亡する 25,000 人のうち、16,000 人は女性である。多くの世帯では、ヘルスケアそのものを受けるための費用やヘルスケア施設まで移動するための費用がない。さらに多くの女性は、一人でヘルスケア施設まで移動することが許可されない。オブザーバーたちによれば、自宅から徒歩で 2 時間以内の場所に基本的なヘルスケア施設がある人々は、人口の 68%である。これは、2002 年の 9%からは大幅な増大である。

「セイブ ザ チルドレン」ならびに UNIFEM によれば、アフガニスタンの産婦死亡率は世界で 2 番目に高い。出産時に訓練を受けた者（医師や助産婦など）による支援を得ているのは 14%だけで、また出産前に専門的なケアを受けた女性は 12%に過ぎない。早年結婚そして早年出産のため、少女たちにとっては早期分娩や出産中の合併症、新生児の死亡などのリスクが高くなる。出産時に適切な助産婦などがおらず、産科や出産後のケアも得にくいことが、出産による母親死亡の主な原因である。助産婦の人数は、2002 年には 467 人であったが、2009 年には 2,500 人にまで増加している。

英国の医療雑誌「The Lancet」によると、各種の精神の病気に苦しむ人々が、児童・成人を問わず広く見受けられる。病気としては、うつ病、不安、社会に広がる苦悩や改訂ない暴力、戦争行為などに伴う心的外傷後ストレスなどがある。カブールの住民たちには精神病のリスクが特に高く、その要因の 1 つとしては、首都に暮らすことの社会的・経済的ストレス要因も考えられる。その例としては、過密、生活経費の高さ、不平等の拡大、リソ

ースをめぐる競争の激しさ、治安の劣化などがある。

「セイブ ザ チルドレン」によると、アフガニスタン全体としては家族による意思決定にある程度の多様性が見られたものの、一般に女性は結婚やいつ妊娠するか、出産に関する事柄、子供の教育に関して、ほとんど意思決定に関わっていない。社会および家族からの非公式なプレッシャーのため、農村部の過半数の女性たちはブルカを着用している。また大半の女性は、何らかのもので頭を覆っている。

児童

アフガニスタン国民としての市民権は、同国の領土内で生まれること、また両親がアフガニスタン国民であることにより、認められる。

中等教育までは義務教育であり（小学校が4年間、中等学校が3年間）、法律では大学レベルまでの無料教育を定めている。

UNAMA および AIHRC によれば、小学校と中等学校に登録されている生徒数は 6,139,101 人である。そのうち 2/3 近くが男子である。大半の地域では、男子と女子は小学校では一緒であるが、中等教育から上では男女別々になる。中等学校に関しては男子校が女子校の 10 倍存在しているが、法律により男子は 15 歳になると「家庭のヘッド」として認定されるため、学校をやめて仕事に就くことを余儀なくされる男の子が多い。

治安の悪さや施設の不適切さ、教育の質の悪さ、女性教師の深刻な不足、若年での結婚や強制結婚、女の子は家庭で仕事をしているという社会的な認識、その他文化的な圧力により、少女や女性の教育における地位は、今も懸念すべき問題である。「セイブ ザ チルドレン」によれば、女の子のうち中等学校に就学できるのは、5%に過ぎない。多くの家庭では、女の子は 11 歳あるいは 12 歳で学校に通うことをやめてしまう。これは、13 歳以上の女の子が成人男性に教わることを、両親が許可しないためである。また、学区の 29%近くには、女子校がない。さらに学区の 80%近くには女子の中等学校がない。これは、女性教師が不足しているためである。AIHRC の報告によると、国中に女子高等学校は 216 校しかない。その大半は、州都にある。地域によっては、女子の就学率は南都 9%に過ぎない。2001 年以降に就学した女子の大半は、その家庭で始めて正式な教育を受ける女性ということになる。

2008 年から 2009 年末にかけて、アフガニスタンでは砂力のために教育を受けられない状況がある地域が増加している。タリバンその他の過激派、さらに犯罪組織が学校に脅迫や襲撃を行い、特に女子校が標的にされやすい。学校の職員や教師、生徒も標的にされている。学校が開いていても、両親が子供を学校にやることを恐れる場合が多い。女の子は、特にそうである。MOE の報告では子供たちの 40%近くが教育を受けられず、AIHRC の情報では 26%である。AIHRC の報告によれば学校の半数には、学習のための適切で安全な場所がない。ホースト州の農村部にある新設学校の多くは放火あるいは破壊され、一部の地

域コミュニティでは自費でガードを雇い、学校の警備に当たっている。クンドウズ州の教育担当ディレクターによると、同州では女子校 7 校が閉鎖された。いずれも反政府勢力の浸透した地域であり、このディレクターはタリバンの「女子校に対する方針」は場所によって異なり、一部地域では女子校の運営を許可しているタリバンもあると述べている。UNICEF の報告では、2009 年の 1 月から 6 月までのあいだに教育関係の標的（学校、教師、学校職員、生徒）に対する襲撃は確認できただけで 470 件あり、そのため学童 30 人が死亡、186 人が負傷している。MOE がヒューマン ライツ ウォッチに報告したところでは、未特定の攻撃者が生徒 200 人に毒を仕掛け、そのうち 196 人は女子であった。7 月 9 日、ローガル州の学校の近くでタリバンの爆弾が爆発、25 人が死亡したが、そのうち 12 人は生徒であった。

CARE（という NGO）の報告によると、多くの学校は繰り返し襲撃を受けている。共学校や男子校よりも女子校が狙われやすい。政府立の学校は、NGO 運営のものよりも標的にされやすい。ヘルマンド、カンダハル、ザーブルの各州が、学校閉鎖の率が最も高いとされている。例としてヘルマンド州では、全体の 71%にあたる 180 校が 3 月から 7 月にかけて機能していない。だが MOE は同じ期間に、100 の学校を再開している。12 月までには、ヘルマンドで閉鎖されている学校は 58%に減少した。2009 年中に、ヘルマンドで襲撃を受けた学校は 1 校だけである。

ウルーズガーン州の教育担当役人たちの弁では、この州の学校は授業を行っているが、非公式の学校も多数授業をしている。個人が自宅内に学校を開き、地域のムッラー（イスラム学者）を教師として雇用しているのである。ウルーズガーン州のクース ウルーズガーン地区では、反政府勢力が教師を拉致し暴行を加えたため、正規の学校は閉鎖された。また、2008 年 11 月には女子学生たちに酸をかけるという事件がカンダハルで発生したが、これに関する新たな情報は入っていない。NGO 諸団体や援助機関の報告によれば治安の悪さや保守的な心理、そして貧困のために就学年齢の児童何百万人が、教育を受けられない。ことに、南部ならびに南東部の州で、この問題が著しい。

児童の虐待は、国中に蔓延している。これは子供の養育に関するアフガニスタン文化の概念によるもので、事例としては一般的なネグレクト、身体的虐待、性的虐待、遺棄、家族の債務を返済するための監禁状態における強制労働などがある。労働、社会問題、犠牲者、障がい者省（MoLSA）によれば、警察が児童を殴打する例が頻繁にある。MoLSA の報告では、人道的支援を必要とする生活状況の子供たちが 500 万人以上おり、「脅威に直面している児童」の分類として 23 のカテゴリーを認めている。例として、強制結婚、人身売買、薬物依存、ネグレクトなどがある。2009 年には早魃と食料不足のため、多数の家族が子供を通りに送り込み、食料やカネを求める物乞いをさせた。また警察が通りで子供を見つけると、日常的に殴打や監禁といった事態になっている。NGO 諸団体の報告では、アフガニスタン全体として、未成年者の司法的扱いに関してはもっぱら懲罰的・応報的なアプロー

チが支配的である。法律では体罰が禁止されているものの、学校でも更生施設でも、その他の公的機関でも、体罰は一般的に行われている。

合法的に結婚できる年齢は、女性で 16 歳、男性で 18 歳である。地元ならびに国際的オブザーバーたちの推定では、およそ 60%の女の子が 16 歳未満で結婚している。EVAW 法では、強制結婚や非合法的な年齢での結婚を仕組んだものは、2 年未満の懲役・禁固に処される場合がある。また結婚法の第 99 条では、未成年者の結婚は、保護者が取り決めることと規定されている。法律の定めでは、結婚契約に当たっては花嫁が 16 歳以上であることの証明が必要とされているが、出生証明書を有しているのは人口の 10%未満に過ぎない。

花嫁料（結納）という習慣があるため、貧困や債務、経済危機にあえぐ家庭は 6~7 歳の娘を婚約させる場合がある。実際に結婚するのは、その娘が思春期になるまで待つ、という了解の下でのことではある。だがこの了解が実際に守られることは珍しいとの報告がある。つまり、未熟な少女が花婿からだけでなく、その家族の年上の男性たちからも性的暴行を受けている。特に、花婿もまだ子供である場合に、これが顕著である。

子供への性的虐待も、蔓延している。NGO 諸団体の情報では、児童虐待の大半は、拡大家族のメンバーによるものである。UNHCR の報告書によれば、部族指導者たちも、少年に性的虐待を行っている。2009 年、MOI の記録では児童への強姦は 17 件あった。実際には、それよりはるかに多数の報告されざるケースがあるものと見られる。1 月と 2 月、ANP がジューズジャー州で少年を強姦した犯人を逮捕したケースが、3 回あった。AIHRC によれば、児童の性的虐待者のほとんどは逮捕されていない。多数の報告では、少年たちのハーレムが存在し、「バチャ パージ」（少年プレイ）という性的・社交的娯楽が行われているものとの嫌疑がある。もっとも、この問題は人前に出すことがはばかれる問題だけに、信頼できる統計データは入手しにくい。加えて、「ダンシング ボイズ」という少年への強姦は、広く文化的に容認されてしまっている。

オブザーバーたちから報告されている児童虐待の極端な実例では、パクティヤー州で子供たちに意図的に火傷をさせられた。両親に熱湯の中に沈められ、火傷が残る身体になったものである。

AIHRC からは、次の事件の報告がある。1 月にマザール シャリフで、3 人の男性が 9 歳の男の子を強姦し、殺害した。後に ANP が犯人たちを逮捕した。また同じく 1 月、ジューズジャー州で 3 人の成人が 15 歳の少年を強姦し、やはり ANP は犯人を逮捕した。2 月にはこれもジューズジャー州で、警察は 4 歳と 7 歳の男の子を強姦した犯人を逮捕した。警察が逮捕した犯人は、成人であった。8 月にはバルフ州のディーダディ地区で、28 歳の男性が 7 歳の少女を強姦し、やはり警察に逮捕された。

児童ポルノも蔓延しているとの報告があり、特に法律では規制されていない。

武装紛争に、児童兵が利用されている。（第 1 部の g を参照）

また軍事衝突の影で、子供たちが住居を追われている。NGO 諸団体の推定では、全難民の 1/3 は児童である。

やはり NGO 諸団体の推定によると、都市部には 60,000 人のストリート チルドレンがいる。ストリート チルドレンには政府からのサービスがほとんど届いておらず、いくつかの NGO 団体がシェルターや食料などの基本的ニーズに対応している。

孤児院に暮らす子供たちの生活状況は、満足できるものではない。MoLSA では居住型孤児院 34 箇所とデイケア センター型 22 箇所とを運営しているが、極貧家庭の子供たちに職業訓練を施すことを目的としている。また民営の孤児院は、全国に 18 ある。NGO 諸団体の情報によると、孤児院に暮らす 4 歳から 18 歳の未成年者の 60 から 80%は孤児ではなく、家族からは食事やシェルター、学校教育などが受けられない子供たちであるという。孤児院の子供たちの精神的・身体的問題、性的虐待が報じられており、人身売買さえ発生しているとの情報もある。また上水道や冬季の暖房、屋内の水道設備、ヘルスケア サービス、娯楽施設、教育が必ずしも得られていない。

人身売買

2008 年の人身売買禁止法が公布されたのは、(2009 年) 7 月 15 日のことである。人身売買は他国からアフガニスタンへ、アフガニスタンから他国へ、またアフガニスタンを經由して、そしてアフガニスタン国内で行われているとの情報がある。アフガニスタンの女性や子供が売買される場合、その「売れ先」は圧倒的にイランとパキスタンで、そこで強制労働や売買春を強制される。また子供たちはアフガニスタン国内でも売買されており、物乞いを強制され、あるいはれんが釜工場やカーペット業界で借金返済のために強制労働を強いられる。さらに女性や少女たちは国内と国外の両方で、誘拐され、あるいは結婚や就職の詐欺被害に会い、または結婚相手に「売られ」、売買春をさせられている。少年か少女かを問わず、人身売買の犠牲になりえる。男性はイランやパキスタンに売られ、債務返済のためなどに強制労働をさせられている。またギリシャに売られ、農場や建設現場で強制労働を強いられる者もいる。逆に、イランやタジキスタン、はたまた中国の女性や少女がアフガニスタンへと売買され、強制売春をさせられている。性的搾取に関しては、女の子よりもむしろ男の子の方が被害が多いとの報告もあり、アフガニスタンのあらゆる地域で見られる。さらに国内での人身売買は、国境を超えた売買よりも蔓延している。MOI が 2009 年に把握した人身売買のケースは、75 件であった。

政府は 2009 年、人身売買を禁じる法律作成、起訴、防止、被害者保護のための措置を講じた。4 月に IOM と MOI は、人身売買の犠牲者やその他弱い立場にいる移民の支援と、人身売買の撲滅のための協力枠組みを設ける合意に署名した。これにより、人身売買に対抗する活動は、ナンガルハール、ヘルマンド、ニームルーズ、ヘラート、バルフ、クンドウズの 6 つの州に拡大されることとなった。

IOM は MOI に対し、人身売買に対抗するための技術的な支援を行うとともに、要員募集、犠牲者への支援を行う。IOM は複数の法執行部門にトレーニングを施し、それには MOI、MOJ、ANA、ANP、国境警備警察、治安に関する部局、ならびに人身売買に対抗する特殊ユニットが含まれた。また IOM は、人身売買や組織犯罪に関するデータベース構築や、MOJ 職員や裁判官の訓練の面でも MOJ を支援している。この裁判官の中には最高裁判所の裁判官も含まれており、上記の 6 つの州での起訴手順に関する訓練を行っている。

MOWA は、人身売買の犠牲者にシェルターやカウンセリングを行う NGO 諸団体と協力している。また IOM も地元の NGO 諸団体との提携により、人身売買の犠牲者専用の、アフガニスタンで唯一のシェルターを設立した。社会復帰への支援を行っており、教育や収入獲得のための訓練も施している。

国内での子供の売買は、今も続いているとの報告がある。NGO 諸団体からの情報では、結婚詐欺も行われており、バイヤーが少女に「花嫁代」を払い、結婚に見せかけて「販売」している。バルフ州の労働・社会問題部が「児童保護アクション ネットワーク」(Child Protection Action Network) に報じたところによると、未婚の母親が新生児を医療従事者に「販売」するケースを、同部は数件認識している。これは、母親が結婚関係外で子供を生んだという社会的汚点を残したくないこと、またその子供に安定した人生を送らせてやりたいことによる。7 月にはウルーズガーン州の当局が、タリン コトのバザールで児童を販売した人物 1 名を逮捕した。カブールやクンドゥズ州でも似たようなケースの報告があるが、未確認である。2008 年の児童人身売買のケースに関しては、新たな情報は入っていない。

IOM は人身売買に対抗するあらゆる努力において、政府と積極的に関与している。犠牲者の保護、売買の予防、起訴などである。なお犠牲者が成人の場合、犠牲者が投獄されてしまう場合もある。

アメリカ国務省では、毎年 Trafficking in Persons Report (人身売買報告書) を発行しており、www.state.gov/g/tip/にある。

障がい者

憲法では、市民に対するいかなる差別をも禁止しており、国家が傷がいを持つ人々を支援するとともに、彼らの権利を守るよう定めている。これには、ヘルスケアや財務面での保護も含まれる。さらに憲法は国家が、傷がい者の積極的な社会復帰・社会参加を確保するべく、適切な処置を講じるよう定めている。

ICRC の報告によれば、傷がいのある人口に関する正確な数値は得られていないが、移動に支障のある人々が推定で 800,000 人おり、そのうち約 40,000 人は足を切断した人たちである。戦争に関連した傷がいを抱える人々 88,000 人に対しては、MoLSA が経済的な支援を担当している。身体的・精神的傷がいのある人々のうち、就労しているのは 90% 未満である。

AIHRC の報告によれば、就学年齢の子供たちで傷がいのある児童が 200,000 人近くおり、そのうち就学しているのは 22.4%に過ぎない。

メシュラノ ジルガでは、大統領顧問のうち 2 名は傷がい者が担当することになっている。

国籍・人種・民族面での少数派

2008 年 6 月にヴァルダク州でハザラス民族とクチ遊牧民のあいだで武力衝突があったが、それに関して新たな情報は入っていない。だが、民族グループ間の緊張はガズニー州からも報じられており、放牧権をめぐる争いが原因となっている。特に、ジャガート、ナウール、クワジャ オマリの高地で激しい。

9 月 22 日、パクティヤー州のパキスタンとの国境周辺にいたシーア派のトゥリ スンニ ブシャラ部族が交渉の締結に至った。だが、低いレベルの人々のあいだでは暴力行為が続いており、2 年間にわたる抗争が再燃する恐れがある。ブシャラの村々はトゥリ部族の土地に囲まれており、トゥリの人々は頻繁に、反政府勢力による攻撃の犠牲にされている。

パシュトゥン人と非パシュトゥン人諸グループのあいだの民族間緊張は、モクールならびにクァディスの両地区でことに激しく、衝突や場合によっては殺人さえ招いている。2 月にはパシュトゥン人のグループのメンバーたちが非パシュトゥン人の著名な人物であるハフィゾラーをはじめ、彼の家族数人を殺害した。これに対する報復として、非パシュトゥン側がパシュトゥン人数人を殺害した。9 月にはさらに、非パシュトゥン人グループがハフィゾラー殺害への報復として、パシュトゥン人の指導者モウイン ゴーランを暗殺した。

また、ハザラス人をはじめとするシーア派への社会的差別があるとの主張は、今も存在している。

9 月 6 日、防衛大臣代理のアクラムは議会に対し、ANA で言語ならびに民族による差別があったことを認めた。オブザーバーたちの主張では、以前の北部同盟に関連していた兵士たちが、南部諸州からの兵士たちを進んで差別している。また兵士たちがチェックポイントでドライバーに接するときにも、民族に応じて嫌がらせをするそうである。

有力者による土地の没収や非合法的な占拠があり、そのうちには反政府勢力と結びついたものも存在する。このために、住民が家を追われる場合も発生している。一部地域では差別が続いており、非合法的な課税による金の強要や強制徴兵や強制労働、身体への虐待、拘留といった形でなされている。

少数派民族は今も圧迫されており、経済的な抑圧も含まれる。カブール近郊でもっとも貧困にあえぐ地区の 1 つ、ダシュトゥ イ バルチはハザラス人が多数集まって居住している地域である。この地区住民の一人 1 日あたりの平均収入は 13 アフガニ (25 セント) であり、最低賃金である 63 アフガニ (米国ドルで、1 ドル 25 セント) を大きく下回る。しかも、1 所帯あたりの人数は平均で、9 人から 10 人である。ダシュトゥ イ バルチでは全世

帯の 60%が家屋を賃貸しており、家主からの搾取に会いやすい。家賃の支払いに所帯収入の 50%が消えており、世帯の引越しも頻繁である。

オブザーバーたちによれば、パクティヤー州の移民労働者グループが、賃金を受け取った直後ならびに同州を去る前に頻繁に襲撃や強奪を受けている。移民労働者に対しては、労働法への違反事例も多い。何か月も現地の労働者に賃金を支払っていない企業が多数ある。

NGO 諸団体の報告によると、シーア派の中でもアガ ハーンを師とする少数派派閥であるイスマイル派は一般的には襲撃や深刻な差別の対象とはされていないものの、リスクには今も直面している。

性的指向や性同一性による、社会的虐待、差別、暴力行為

法律では、同性愛行為を犯罪としている。だが当局は散発的にしか、この禁止を執行していない。性的指向の自由を擁護ないし実践しようとする団体があるにはあるが、地下の活動に留まっている。性的指向を理由にした差別や暴力の実例は報告されていないが、社会がこの問題をタブー視している態度は、いまだに強固である。

その他の社会的暴力や差別

HIV や AIDS の感染者に対する差別や暴力のケースは、知られていない。だが AIDS 患者であることが社会的に強烈な汚点と見なされるとの情報はある。

第 7 部 労働者の権利

a. 組合結成の自由

1987 年の労働法では、労働者が組合を結成し、またそれに参加することを認めている。政府もいくつかの労働組合を認めており、そのうち最大のものは「アフガニスタン全国従業員組合中央評議会」(Central Council National Union Afghanistan Employees)で、それよりも小規模な他の組合も干渉を受けることなく活動している。だが資金や人材、政治的な決意、中央の法執行当局の問題などにより、労働関連法の執行が今も充分ではない。また労働者も、自分たちの権利を自覚していない。

b. 組織化と集団交渉の権利

法律では、労働者が独立した労働組合に加盟することを認めている。アフガニスタンには、本当の意味での労使交渉という伝統がない。労働法の第 137 条から 146 条では労働争議調停委員会 (Labor Dispute Settlement Commission) を、労働争議を調査する機関として定めている。

なお、輸出加工区は存在していない。

c. 強制された労働の禁止

法律では、強制労働を禁止している。だが、そうした労働が実際には行われているとの情報がある。紛争や債務の解消のため、女性や少女が家事労働力として他の家庭に供出されている、との報告がある。また児童労働者に性的搾取や強制労働を強いる雇用者も多い。

d. 児童労働の禁止と、雇用できる最低年齢

2008年7月に労働法が発効し、雇用できる最低年齢を18歳に定めた。ただし、15歳以上の未成年者であれば「軽い作業」は許可される。また16歳から18歳の未成年者が就労できるのは、1週間につき35時間までに制限されている。また14歳以上の未成年者が徒弟として働くことは許可されている。いかなる場合にも、13歳未満の児童の就労は禁じられているが、現実にはこの法律が順守されていない。アフガニスタンのいずれの地域においても、政府当局が児童労働に関する法律を執行した証拠が見当たらない。

児童労働は、アフガニスタン社会に広く蔓延した問題である。UNICEFの推定によれば、小学校に該当する年齢の児童の少なくとも30%が何らかの形態の労働をしており、14歳未満の児童労働者が100万人以上いるものと見られる。さらにAIHRCの報告では、児童労働者の43%が12歳未満であり、35%が12歳から15歳である。児童労働者の多くは家事を行う「召使い」、通りでの販売人、行商人、店番として労働している。いくつかの業界では児童労働者の現状は著しく悲惨で、そうした業界としてはカーペットの機織、レンガ製造、ケシの収穫などがある。さらに農業や鉱山（ことに、同属経営の宝石鉱山）、物乞いをさせる組織などでも、児童が多数就労している。児童を労働させている業界の一部では、児童を鉱山の現場に借り出しているところさえある。AIHRCによれば、児童労働者の85%は少年であるが、この数値には自宅で家内労働に従事する少女たちは含まれておらず、こうした少女たちの人数は不明である。多くの家庭では、子供が得る収入も必要だと述べているが、同時に多くの家庭では労働が子供に役立つと考えているとの情報もある。MoLSAならびにASCHIANA財団からの報告によれば、カブールだけでおよそ60,000人の児童労働者がおり、その過半数は他の州からカブールに移住した児童である。子供たちは職場において各種の健康や安全上のリスクに直面しており、骨折など重大な怪我を負ったまま就労している子供たちすらいる。

カーペットの機織は児童にとっては特に危険な仕事であり、都市部ではことにそうである。この仕事は密室の中で住まい働くため、上気道の疾患や眼精疲労、脊髄や筋肉の損傷が頻発する。その身体的苦痛を和らげるため、親が子供に麻薬を与える場合もある。児童は5歳になるとカーペットの機織を学ぶことができると考えられており、多数の児童が幼くしてこの業界で就労する。この仕事に従事する家庭は、大半が家族全員でそれに従事しており、月収は1,500アフガニ（30米ドル）程度である。これは、（法定の）最低賃金よりもはるかに低い。

8月、アフガニスタンの外務省では、「子供の権利条約」に基づく初の報告書を発表した。

この報告書では、子供の権利に関する国際規準をアフガニスタンが守るためには、司法や法律システムの改革が必要であるとしている。国際社会はこの報告を、同国における子供の権利の保証に向けた偉大な一歩として賞賛した。

e. 容認される労働条件

7月にカルザイ大統領は、政府職員の最低賃金を4,000アフガニ（80米国ドル）に倍増させる新法に署名した。民間では最低賃金は2,000アフガニ（40米国ドル）であるが、実際にはこの最低賃金すら保証されていない。さらにこの最低賃金では、労働者ならびにその家族の適切な生活水準は実現できない。賃金を決定する要因としては、市場の諸要因、非公式の交渉、あるいは政府職員の場合には、政府の決定がある。また、多数の労働者が日雇いとして雇われている。

法律では、1週間の標準労働時間を40時間、つまり1日あたり8時間と定めており、そのうち1時間は昼食と正午のサラート（礼拝）に充てられる。また若年労働者や妊娠中の女性、幼児を育てている母親、さらに鉱山労働者など健康上のリスクが大きい職業には、この規準労働時間が短縮されている。また法律は労働者が賃金を得る権利を定めており、国の祝日以外の年間休暇時間、職場での負傷に対する賠償、残業賃金、従業員ならびに直近の家族に対する健康保険、職務に伴う旅行での1日当たり手当、日々の交通費、食事手当、夜間シフトの規定、退職時の権利、また正式な就労中に死亡した場合の葬儀費用の補償なども規定している。こうした規準が有効に実施されておらず、一般に市民は自分の法における労働者としての権利を充分には自覚していない。

労働上の健康や安全に関する規準がなく、それを執行する仕組みも存在していない。雇用は恣意的に決定され、MoLSAは既存の労働者保護の法律を執行していない。労働者は健康や安全上の危険がある労働条件にあっても、それを回避しようとすれば雇用そのものを失い危険に晒されている。雇用契約はすべて、理由なしに終結させることができるためである。